

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島情況雑件 沖縄関係第四卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-21 キーワード (Ja): 琉球問題, 台湾訪問, 新聞情報, 祝祭典, 対日要望書, 日本国会参加 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43190

(11) 各国の現地調査団関係

電信写

A'3.01.0.4

昭和二六 四二九六 平名 瀬 十月十九日一四二八分発 政総
本省 十九日一七四五分着
外務大臣 奄美群島知事

(日本政府代表団の沖縄派遣に関する件)
日本政府より代表団来島の情報あり、公式の通報を請う。
(了)

配布先 次官、政務、條約、管理、情報各局部長、政総
政情報、條條、管総、管邦、文、電

外務省

大臣官舎

官舎長

アリア島長

ア一長

二月十一日午後五時

次官 28.2 秘書官

アリア五津長

参院外務委員の沖縄訪由計画
に對する米側意見

本朝米大使館コンロク理事の連

絡たの通り

米大使館が極東軍司令部と話合える

と云ふ、極東軍司令部にありは、議員

の訪沖は必ずやインスパークに目的に
出づるものなるべしとの見解を有し、本



外務省

米大使館の二名の
官をかりし駐地
民政府が官
からの招待形
式にも軍事比
格めて情報自
なる由

既にインテリス
本

件実現を好み居らざる、但し個々に
アフリケイコンシ^の提議がある場合には、現
地民政官長官に移譲して、その官自らを
おむべしとの趣意をもちり
~~...~~
一、米大使館としては、現在我が政府下に沖縄
琉球問題が混濁したる虞をせられ始め、
とまに ("under active consideration") 本
件訪由がなされることは、日本政府にはお
いの琉球由政の促進に道なるのプレクシエア
をかけるが如き印象をワシントンに与え、
ワシントンにおける切角の促進努力に
逆効果をもたらすのではないかと想われる

外務省

(議員訪沖のときの理由を、つりとは米大使
にありては、諒解があるも、マニラ大使
スチーガス政治家部長も同意見なり。
一、従つて本件計画は、なすべきと思いと、ま
るやう外務省にありて措置をたえまじ
キヤ

VZ上。

外務省

A 30.0.7-1

第一課長

第五課長

南方班

総南連第一三八号

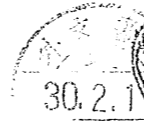
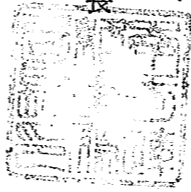
昭和三十年二月九日

主席事務官

南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

沖繩問題に関する調査団派遣の世論について
標記について那覇日本政府南方連絡事務所長から別紙写の通り報告
があつたので御参考までに送付する。



貼了記

30.2.14

230

総
理
府



那第七一號

昭和三十年二月四日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

沖繩問題 に関する調査団派遣についての世論

日本自由人権協会の調査に端を発した沖繩問題に対し、米本
国当局は日本自由人権協会の処置を対米攻撃とし且つ東京朝日の報
道を非難して「米國政府は沖繩民政府に対してなした指令の中には
言論の自由、集会、結社、宗教などの基本的自由の擁護が明記され
ており、それは十分に守られていることを確認している」と言明し
ている。しかし米國側の一連の声明は現地沖繩では反感と非難を以
て迎えられているように世界人権宣言は如何なる地域にある住民に

総 理 府

も普遍的に享受せられ、人種、国境の差別があるべきものではなく
また現に軍の布令をもつて公布されている琉球政府章典にも琉球住
民に与えらるべき権利宣言が、立派になされている。しかしこれら
の基本的人権は実のところ沖繩に於ては凡そ縁遠いものであり、手
の届がない高い所のものとなつてゐる。こゝで二、三の例をとれば
一九五三年、五四年に那覇市内で催されたメーデー、一九五三年中
部地区で執行された立法院特別選挙、人民党裁判、軍用地料問題、
軍作業員賃銀問題、日本復帰運動等に対する干渉弾圧その他数え挙
げれば枚挙にいとまない。

従つて日本自由人権協会が調査した沖繩問題は実情を捉えたもので
あつて米國側の発表は事実と反するものと悪評されている。

沖繩問題に対しては自由人権協会をはじめ各種団体、各言論機関が
極めて重視し、特にアジア法律家会議が之を日程に組み入れ且つ、
各国代表によつて沖繩の人権擁護に深い同情と厚意をもつて検討さ

れていることは住民より感謝されている。更に日本代表の提言によつて現地調査団派遣が議決されたことには大いに満足している。ところで調査団の入域について果して米国側が許可してくれるかどうかに疑念をもつ向もあるようであるが、教養ある住民は問題が大きく且つ国際的に検討される段階に入つた今日如何なる調査団、視察団乃至情報機関に対しても広く沖繩の門戸を開放すべきであると、なし、若し米国側が調査団の入域を拒むとなれば、米国側の発表を裏付けるに足る資料のないことを自由するものであると評している。

総
理
府

A'3.0.0.7-1



改米局長
外務省アジア局長

アジア局長
第一課長
第五課長

総南連第一一五九号
昭和三十年十一月四日

總理府南方連絡事務局長事務取扱

外務省アジア局長 殿

辻代議士一行の記者会見に関する件
標記について別添写のとおり那 邇連絡事務所長より報告があつた
ので、御参考までにお知らせする。

總理府

記情子

30.11.7
第一課

30.11.7
第一課

30.11.7
第一課

30.11.7
第五課

30.11.7
第一課

30.11.5
152

寫

那第七〇〇号

昭和三十年十月十三日

那嶼日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

辻代議士一行の記者会見

去る八月末中共訪問の途次当地に立寄つた辻代議士一行の飛行場に於ける邦字紙記者に対する談話は相当派手に紙上報道せられたが、同月二十八日モーニングスター社説は之を促えて鳥籠のカナリヤを狙う猫に譬へ別紙a写の通り同一行に悪罵を加えた。

右の如き筆致は同紙の常習であるので特に奇とするに足らないが、越えて本月八日の同紙は別紙b写の通りレムキツア一極東軍司令官が同紙主筆に与えた書簡を登載し、同司令官が、此論説を以て一沖繩に於

総理府

ける米国の立場を明かした「もので「愛國的寄与」である旨賞揚した経緯あること明かとなつた。

総理府

August, 26, 1955

COPY

Who's Sorry for Whom

The 40 Japanese pilgrims to Peiping and Moscow who paused at Naha air base Wednesday morning long enough to "feel sorry for Okinawa" expressed the same emotion that a cat feels when he feels sorry for a canary.

The cat feels sorry for the canary because it is safely in a cage and out of the cat's predatory way.

Okinawans with long memories will recall those happy days when Japan was Okinawa's conqueror, having taken it from China. In those dear dead days, the records indicate, disagreement with the Japanese governor meant banishment for the entire family to some remote southern island or in particularly stubborn cases, the loss of an arm or head to a benign Nipponese swordsman.

Yet a member of Hatoyama's cabinet states with pious horror "Americans are treating the Okinawans worse than the Japanese did in Manchuria. "The Americans on Okinawa can never hope to live up to this ungrammatical indictment. The Japanese were the professional administrators of mistreatment for the Orient. The U.S. could not hope to compete with the records of mistreatment which the Japanese left at the rape of Nanking, the suppressions of the Koreans and the Manchurians and the sacking of Manila. The lack of popularity of the Japanese in those areas to-day indicates that they were something less than welcome guests during their prolonged stays.

The Japanese can feel sorry for the Okinawans the same way a burglar feels sorry for the occupant of a well locked house. He's twice as sorry for himself because he can't get in.

- COPY -

October 8, 1955.

COPY

LETTERS TO THE EDITOR

Headquarters
Far East Command
and
United Nations Command

Dear Mr. Vermillion:

Two editorials from the Okinawa MORNING STAR, "Who's sorry for Whom" and "Plowshares into Swords," have recently come to my attention. In both of these editorials I feel that you have made a definite contribution toward explaining in print the United States position in regard to Okinawa. Obviously, this is extremely important and necessary in these days of such universal misunderstanding, and I am particularly glad to see that USCAR has released "Plowshares" in translation to the Ryukyuan editors. Such teamwork is indeed commendable.

I hope both you and Mr. Kennedy, your publisher, will accept this letter as an expression of my appreciation for your personal and patriotic contribution, and that you will continue to serve your country by correctly interpreting its policies on every possible subject through your paper.

With all good wishes for the continued success of the Okinawa MORNING STAR, I am,

Sincerely,

L. L. LEMNITZER
General, United States Army
Commander-in-Chief

- COPY -

アジア局長

オーソ子

昭和卅二年三月廿三日

在ホノルル日本領事館

総領事 金山政英

外務大臣岸信介殿

日本議員団の沖繩観に因する当地新聞社説に
関し報告の件

三月十六日付当地スター・ブリンゲン紙はその社説において「思
慮深い日本人の沖繩観」と題し大要左の通り述べている。
で参考のため報告する。

日本に於ける米国の沖繩占領に対するやまましい批

情報文化局長

第一課長

第二課長

在ホノルル日本領事館

第一課長

南 方 班
3.26
3.25
40

ア一 360

攻撃はいつかは此の地を回復しようとするオールドタイムの
動きによる面もあるにはあるが主として共産主義者の
為めにある策動が原因であることは疑いなく。

思慮深い日本の指導者がもっと望ましい考へ方をしてい
る事実を証明するよい例は最近現地を訪れた日本国会
議員団の言動である。彼等は那覇に於てソ連・中共の侵
略の危険が續く限り米軍の撤退を要求するが如きは誤
りだと声明してあり、又本件につき従来強く批判的態度
を採り来た社会党議員さえ米国の沖繩引揚はその経
済を根本から潰滅せしめるものであることを認め沖繩人
自身が自由圏内衛策戦上米軍駐留の必要なることを
理解すべきであると述べている。之はよこことい
あると云うべきだが併し此の事実を以て米軍撤退要求

在ホノルル日本領事館

の聲が將來沈黙するだろうと考へるは間違である。
沖繩の農民の中には祖先伝来の農耕地を徵発されたと
とに對し米國に反感を持つてゐる者も多く又沖繩は米
國よりも日本との關係を緊密にすべきだと考へてゐる者が
多いからである。併し地方米、日いづれの統治をも欲せず自
立を希望する分子もある。

本信ヲ送付先 米

政務次官

沖繩視察報告

（昭三三）三二三 中川 記

官房長

小官は国会議員団、民間代表者、石井総理府南連局長等と同行、

欧米局長

レムニツツアー極東軍司令官の招待により三月十一日より十三日まで三日間沖繩を視察せるところ、その印象を取纏め左のとおり報告する。

一、土地問題について

土地問題については米側は（一）地代は平均約三倍に上げ（二）講和条約発効後の諸損害については完全補償を行う方針を定め（三）新規接収については最小限度に止め他方既接収地でも不要不急のものは返還する措置を取っているため住民が主張した四原則の中三つについては大体住民側の意向を聞いた形になっている。しかし（四）地

極秘

代一括払一年地代の十六・五カ年分を一度に支払うことにより今後米軍の必要とする期間当該土地を使用する権利を取得せんとする案については長期使用の必要ある土地についてはこれを強行する意向を表示しているので一月四日のレムニツツアー声明。二月二十三日の布令第一六四号この点が残された重大問題となつている。この点に關する住民側の態度は三つに分れている。（一）当間行政主席を始めとする沖繩財界人は一括払いを寧ろ歓迎している。一括払いを受けた金付た金を上手く利用することにより沖縄経済の開發を試みんとしている。（二）社会大衆党（日本の社会党に相当）及び人民党（共產系）は四原則貫徹を主張し地代一括払いのみならず、新規接収にも絶対反対を主張している。（三）民主党（保守系）及び軍用土地委員会（地主の連合組織）は右兩者の中

了

29
間にあり比較的穩健且つ現実的である。米軍の必要のためにする最少限度の新規接収も已むを得ずとし、ただし地代の支払については一括払には反対し五年毎に契約を更新すべきことを主張している。

この如く住民側の態勢が分裂しているため昨年夏頃の一致した輿論は遺憾ながら現在存在していない。これは米側が(一)早急な措置を避けて冷却期間をおいたこと(二)地代を平均三倍に値上げするとともに、損害の完全補償の実施、不要接収地の解除、新規接収計畫の緩和等の相当思い切った緩和措置を急速に取つたこと。(三)当間行政主席を始め琉球銀行総裁その他現地財界人に働きかけ米軍の駐留が沖縄經濟の維持に必要なりとの論を起さしたこと。(四)一時米軍將兵の現地飲食店立入を禁止し米軍の駐留が如何に現地

經濟の維持に必要なかを如実に體驗せしめたこと等の諸措置の効果であり米軍側としては相当の成功を収めたものといえよう。米軍側としてはその状態に氣をよくして本年一月四日のレムニッツァー声明を行つて地代一括払いの方針を明にしさらに二月二十三日には布令第一六四号(土地収用令)を出してその具体的手續を定めたのであるが、現地住民側は当間主席等の財界人を除いては何れも一括払いには反対であり不氣味な沈黙を守っている。米側が一括払いを現実に強行すれば恐らく世論は硬化し、社会大衆党、人民党等の急進分子と民主党、軍用土地委員会等の穩健分子は「一括払い反対」という共通のスローガンによつて再び団結し、財界人等の親米論を圧倒し昨年夏当時の如き緊張事態を再現するのではないかと憂慮される。

二 沖繩經濟と米軍の駐留

沖繩は狭少嶽面積に八十萬の住民を擁し、しかも年約二万人ずつ自然増を見ている。人口の六割が農業に従事しているが、なお年間二千五百万ドルの食糧を輸入しなければならない。その他の産業としては砂糖（黒糖）位のものであり従つて輸入八千八百万ドルに対し輸出は僅に二千万ドルに過ぎない（一九五六年度）。その差額は全部基地収入その他米軍の駐留に基く外貨取得によつて補つてゐるのが実情である。（一九五六年度基地収入約五千万ドル）米軍に雇傭されている現地住民数は約五万人であるが（労働人口約三十万人）軍相手のサービス業等を考慮に入れば労働人口中四人に一人が米軍に養われていると見て差支なからう。沖繩の經濟は米軍駐留によつて支えられているのであり、米軍が

将来撤退する場合にはたちまち經濟上の破綻に瀕すること明である。現地住民特に実業界の人々はこの事實をよく認識しており、間主席の対米協調論もこの認識に出發している。又共產系の煽動にも拘らず住民中堅分子の運動が一括反対、地代値上、完全補償の実施等のいわゆる条件闘争の枠を逸脱しないのはやはり基本的に米軍の駐留を必要なものとして見ているからであろう。この点は寧ろ内地の社会党などの言動の方が行き過ぎの観がある。

三 日本復歸論について

沖繩における日本復歸熱は強い感情として住民に引渡つて行っている。これは敵前上陸によつて苛烈な戦場となり十萬の戦死者を出し文字とあり國を焦土としてしまったこと、引續いて異民族の統領の下に入つたこと、占領直後においては全く戦敗国民として占領軍

の前に手も足も出なかつたこと、八十万の住民の中に四万の米軍
が入つてきてしかも島の最も豊沃な部分を占拠してしまつたこと
等の事情より一種の悲願となつてゐる。しかし住民中の有識者は
日本復帰運動の限界をよく認識してゐる。沖繩經濟の支柱が米軍
の駐留であることを考え又立派な道路や、学校や、庁舎が米國政
府の援助で出来たのを見てゐるこれ等の人も、早急な日本復帰を
必ずしも希望してゐないと思われる。ただし一般住民の感情的な
祖國復帰熱には正面反対し得ないといふのか実情であろう。社会
大衆党及び人民党は固よりこの日本復帰熱を鼓吹し、住民の支持
を得んとしてゐる。民主党は最近これをスローガンから落してい
る。それは必ずしもこれに反対といふのではなく矢張り日本復帰
を窮取の目標として考へてゐるが、当面解決を要すべき問題に主

力を注ぐといふ考へようである。

四 米、側の立場

昨年六月のブライス報告が現地住民の一致の反対に会い、さら
に日本の世論が一致して沖繩住民を支持し政府間の話合にまでな
つたことについては米側としても余程困つたことと思われる。結
局米軍としてはブライス勸告の枠の中で出来るだけ住民側の希望
を入れるというラインを取り、従つて一括だけは強行すること
となつた。しかし任民側でも当間主席一派を除いては一括に反
対の態度を示してゐるのでその実行はまだ躊躇してゐるといふの
が現状のようである。これに付いては日本の出方を余程気にして
ゐるようである。今度の議員団招待もこの点に關係あるのではな
いからうか。なお米軍とは別に國務省はもつと大きな見地より沖繩

問題を憂慮していると思われる。即ちこれが日米間の感情阻隔の大きな原因となっており、又沖繩における米軍の措置が米国の伝統的民主主義に反するものとして世界に宣伝されていることである。國務省は沖繩に総領事を派遣し軍司令官の政治顧問としているがサイブ総領事代理は小官に対し左のとあり内話した。

「沖繩の日本復帰運動は全く頭痛の種だ。米国は何も沖繩に何時までも居居る考はない。共產圏に対する軍の^上の必要がなくなれば直ぐにでも引揚る。しかしいくら沖繩住民にこれを説明しても彼等は^行用しない。彼等は米国が永久に居居るものと思つている。彼等は日本政府も^行用しているから日本政府の口から右のことをいつてもら^えないだろうか。レムニツター司令官やムーア中将一琉球軍司令官一はこの問題に時間の半分以上を割かれている。

肝心の軍務は中途半端の有様で全く^どくだ。復帰運動^にあるために米国の資本家も沖繩にきて投資しようという者が^ない。又^米軍。日本人^が入国を制限したり、日本の事業家の進出をチェックしているのも全く復帰運動があるからだ。これでは沖繩住民の利益にもならない。この際大きな外交的な手を打つべきだと思ふ。これは全く私見だが、もし日本が平和条約第三条に付属プロトコルを設け、沖繩に米国が施政権を行使する期間を例えば二十年間と明定することを提議したら米国政府は大喜びで飛付くだろう。勿論その期限前でも必要がなくなれば米国は撤退する自由を保持したい。又二十年たつた後の措置についてはその際両国間で協議することにしてもよい。このような規定が出来れば沖繩住民の心理もなくなるだろう。又米国の事業家も^喜んで沖繩に投資し事業

を起すことになろう。又日本の事業家の投資も歓迎出来る。日本と沖縄との関係は自由にしても心配はない」

右は極めて示唆に富んだ言葉である。

20 五 今後の措置

28 日本側のとるべき今後の措置については一応左のように考えられる。
29

(一) 土地問題については前記の如く住民側の一致した見解がなく、又米側も一括払の方針はこれを明示しつつもその実施はまだ差控えている状況であるので現在のところ日本側としては事態の推移を注視することとし特に米側と積極的の話をする必要はないと思われる。

(二) 施政権返還の問題については、米側に即時返還の意志なく、又正直にいつて仮に軍事基地はそのままにして施政権を日本に返還した場合共産党や社会党の基地反対運動はもう烈となるべく日米間の磨きつは却つて激化する懸念がある。又一部施政権の返還についても米側は^(例として、お首、お尻、お逆、お多、お尻、お利、おカ)配はな^いむしろこの際サイブ領事の示唆した如く米国の沖縄施政に期限を明定し一例えば今日より十五年間—その上でそれまでの準備期間においても出来るだけ日琉関係を緊密化する方法を考えるのが大局的政策であると考えられる。

(三) 右のような取遣が出来れば土地問題も自ら解決する訳であり一括払も結局有期限(一例は十五年)の借地契約と異なるところがなくなくなる。元来一括払は経済的にいえば必ずしも地主に取つて不利な地方式ではなく、住民のこれに対する反対は多分に感情

的な要素を含んでいる。米国の施政期間が明定されれば従来反対し続けた住民の面子も救われよう。又住民の受取つた一括払の代金をたとえば日本政府が基金をこしらえてこれを預り、年六分の利子を支払えば、住民は元本を失うことなく毎年地代に相当する金の配当を受け得るのであり、しかも将来はその土地も返してもらえらることとなる。

(四) 右のような基本取極が出来れば米側も安心して日本との関係緊密化に應ずべく一部行政権の譲渡も見込ありと思われる。

(五) 右に伴い在那覇日本政府連絡事務所を強化し総領事館の外交官を派遣し米側の国務省代表と緊密に連絡せしめ各種の問題は出来るだけ現地で片付ける方法を考えるべきである。

主信	發信用	執務用	02
附甲	乙	丙	丁
備考	A'3.0.0.17		

極秘

欧米局長

(11)

公文書案	件名	先付送写	受人信名	主任	文書課發送
	レタニツク — 民政長官の招待による沖繩		在米 谷 大使	アジア局長	昭和廿二年四月十日
外務省	内容	名件録記	名人信發	主任	文書課發送
	往電第ニ九九号に關し、 レタニツク— 民政長官の招待による沖繩視察	12 122	山岸外務大臣	アジア局第一課長	昭和廿二年四月十日
		回覧番号		文書課長	
		ア- 421		付属物添付	

文書課長



付属物添付

収者済し

淨書

正校(原稿)

(淨書)

日附

附属

昭和

22年

4月

10日

起算

あり

記憶了

視察團は予定通り三月十一日東京発

今月十三日帰国し七か右視察結果に關

する高岡團長及び取次中リアリア局長

の報告書御参考別添の通り送付

す。

公 信 案 (乙)
高 裁 案

外 務 省

南方班

沖繩問題の焦点

衆議院議員 高岡大輔

(昭和三十三年三月)

沖繩問題の焦点

高岡大輔

米國極東軍司令官兼琉球諸島民政長官L・L・レムニツアー陸軍大將の賓客として去る三月十一日より同月十三日まで、沖繩滞在約五十時間の視察を行った。

尤も、東京出張に先立つて参謀次長D・B・ストリックラー陸軍少将を極東軍司令部に訪ねて慰霊塔の巡拜、各界、各団体代表との懇談会、陳情者との面談の自由、雇用接収地の被害者側の案内等々、詳細に亙る日程編成上の要望を申入れ、更にレムニツアー民政長官に面会を求めて、一時間半に亙り視察目的の希望内容とその理由とを説明して了解を求めた。

その結果、時間の都合で、視察予定地の一部は割愛されたが、希望の全部を満し得たのみならず、第一日目の自動車にはレムニツアー民政長官と同乗して説明を聴き、第二日目には民政副長官J・E・モリア陸軍中將と同乗し、第三日目には琉球政府主席当間重剛氏と同乗して能う限りの説明をうけた。

それ故、沖繩滞在時間は必ずしも十分とは申し難いであろうが、沖繩問題の懸念だけにはつみを得たと認う。

沖繩問題の焦点は大略次の数点に絞ることが出来る。即ち、

- 一、施政権返還の問題
 - 一、軍用地とその補償問題
 - 一、講和条約発効前の補償問題
 - 一、行政面における諸問題
 - 一、農業に重点を置いた産業振興問題
- 等である。

○施政権返還の問題は最も基本的なものであるが、可及的速かに解決せねばならない。

平和条約第三条に「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する」とあるが、日本が国際連合に

加盟した今日、国際基本法たる国際連合憲章を遵守する限り、米國が沖繩を信託統治の下に置くことは国際連合憲章第一章、第七七条、第七八条及び第一章、第一〇三条第一〇七条の各条からしても理不盡である。

従つて、米國も非公式ではあるが、将米英沖繩を信託統治下に置く意思のないことを表明している。

しかし、米國は長期に亘つて沖繩における軍事基地を絶対必要としている。それは、アイゼンハワー大蔵領やタレス國務長官の次々に及ぶ声明にも明らかであり、フライス報告書の中にもそれが強調されている。

そこで問題点は、沖繩に対する米國の施政権と軍事基地の必要性とを分けることが出来るか否かということである。

この問題を究明する為めには如何なる条件の下にあらば、米國は沖繩における軍事基地の安全感を覚えることが可能か否かということが解明されねばならない。

その一つは日米共同防衛条約を締結するか、SEATO(東南アジア条約機構)に加盟

するかである。しかし、これはその内容如何によつては即ち、日本自衛隊の海外派兵までが含まれるとすれば、明らかに日本國憲法に違反するもので、日本としては将来は兎も角、現在としては日米共同防衛条約の締結乃至SEATOの加盟は極めて困難である。しかし、極東地域全体に対する安全を守るための硫黄島等を含む特定地域に限る日米共同防衛条約を締結することを考慮すべき時機が到来している。

この日米共同防衛条約の締結は日米安全保障条約や日米行政協定の改廢とも関連するが、他方、その内容如何によつてはアジア諸國に無益の刺激を与える怖れがあるから、日本としては日米共同防衛条約の締結に當つては豫々、この問題をアジア諸國に懸念すると共に、国連政治委員会にも提訴してその諒解を求めべきである。

○軍用地とその補償問題は、その振り出しにもどつて再検討せねばならない。

沖縄における軍用地は曾つての第二次大戦争中の陣地がそのまま今日に至つている。戦終つて十有余年の今日、その軍事目的にも一大変化が起つていたのであつて、軍事基地が

今以て昔の姿に在ることは、徒らに沖縄住民を刺激するのみである。

即ち、住民の大半が居住している沖縄中部以南に、広漠たる軍用地を占有していることは再検討されねばならない。

米國極東軍が沖縄における土地面積の關係から軍用地の接收を最少限度に留めているのであるが、住民にとつては土地の接收は文字通り死活問題である。沖縄住民の土地に対する感情は、英國の Galway Bay (ガルトウエー灣頭) の Aran Islands (アラン島) 住民と同じものがあることを知るべきである。換言すれば、米極東軍は住民の生活に影響の少ない沖縄北部の公有地に軍事基地を移動せしむべきである。更に防衛上可能であるならば、住民の少ない島を揆定すべきである。

勿論、軍の作戦を不便ならしめるようなことは強いらるべきではない。

次に土地の賃賃料についてであるが、フライス報告がなされて以來、可成りの修正は行われているものの、局部的には甚だしい賃賃料の凸凹がある。即ち、或る地域が年間坪当り六円であるのに対し、その地続きの地域が二十七円であり、道路を隔てた向側が

百円以上となつてゐる例がある。又、或る地域は軍用地として接収され、そこにはアンテナの鉄柱が見渡り限り建つてゐるが、農家は賃賃料を受取りながら耕作が許されてゐるかと思ふと、軍事施設建造の爲めに土砂や岩石を取り運ばれて、切角の耕作地が海となつてゐる箇所もある。

勿論、不毛地、原野、耕地、宅地等々によつて賃賃料に差異があるうけれど、余りにも甚だしい箇所は、至急調査の上善処するべきである。

米國側は沖繩の長期使用の基本方針として長期地役料の設定を一括拂を考慮してゐるが、この方針は絶対に許さるべきではない。

スライズ報告にはフィー・タイトル (fee title) なる文字を使つていたが、その後、ロング・ターム・リースメント (Long Term easement) とかデイトミナスル・イステート (Determinable estate) なる文字で表明されてゐるが、何れにせよ永代借地権や一括拂いは国民感情が断じて許さぬであらう。即ち、如何なる場合でも有期限の契約でなければならぬ。沖繩側として百歩を譲るにしても、期限を十年として更に前期、後期に分

け、賃賃料の更新を中間においてなさねばなるまい。賃賃料の受渡しについては地主の希望により或は毎年拂いにするか、一期五ヶ年分を前拂いにするかは当初において自由意思によつて決定すべきである。

尚、地上物件に対する補償は十分でなければならず、土地の返還に対しては、その土地が一米以上の厚さにコンクリートが敷き詰められてゐる事例もあるので、かかる場合には復元補償は当然のことである。

。講和條約発効前の補償向題は日米兩國間で即時、政治的解決を爲すべきである。

本件については日米兩國間の意見は全く対立してゐる。

米國側では平和條約第四條B項及び第十九條A項並びにD項によつて、日本の請求権放棄は明白であるとしてゐる。尚、米國下院軍事委員会において米陸軍省予算局長ウイリアム・E・マーカット少将は証言して「講和条約において、日本は米國に対する國民の戦時賠償要求権をすべて放棄してゐる。従つて琉球住民は、一九五二年四月二

十八日以前の土地使用に対して米國に補償を要求する何等の法的根拠をもたないわけである。

琉球の現状は平和条約第三条に由来するものであり、本条において日本は米國に対し領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権利の全部を行使する権利を認めていると述べている。

之に対し、日本政府では、本件は日本政府の施政権の外で発生したものであり、平和条約第十九条A項が沖繩に適用されるとしても、又されないと解釈しても、日本政府は法律上補償を行うべき法的責任はないと割り切っている。同時に、沖繩住民は、平和条約第十九条A項が沖繩に適用されると解釈すると否とに拘らず、米國に対して請求権をもっている、と結論している。

平和条約第三条、第四条並びに第十九条の解釈は以上の如く全く対立しているが、この間において、一九四六年一月二十九日、所謂行政分離に関する連合軍最高総司令官宣言書によつて、北緯三十度以南の南西諸島は米軍の単独占領下に置かれている。

之等を総合して判断するときは、一九四六年一月二十八日までには日本政府に補償責任があり、その後米國政府に補償責任があると思ふのが法律上当然の帰結である。

茲に注意を喚起すべきことは、沖繩地区に対しても一九四六年までは戦時災害保護の適用があり、当時、日本政府としては厚生省所管に沖繩県を含む内地分の所要見込額を計上していることであり、沖繩県では一九四四年十月以後の空襲につぐ米軍の上陸によつて行政機能が停止したので、沖繩に対する精算状況が不明であることである。

よつて、この講和条約発効前の土地及びその他の損害等に対する損失補償は、日米西國間の政治折衝によつて速かに解決すべきである。

○行政面における諸向題解決の爲め文書を以てその衝に当らしめねばならない。

沖繩の人々が最も積つていふことは人権の尊重であるが、人権尊重は生活権と共に精神的の向題である。

最近セオドール・グリーン氏は米國上院の対外援助に關する特別委員会委員長として

日本、朝鮮、台湾、フィリピンに対する援助の実情に関する調査報告をしたが、この報告書はシシガン州立大学総長シヨン・ハナー博士が委員会より委嘱を受けて現地調査の上作成したものとされているが、その中に、琉球諸島民政府が沖縄に引ける資金の支拂に三段階をつけていることに対し批難し、このような非米国的な資金の支拂方法は、これを正さなければ出来ない。それは必然的に沖縄人を三等市民扱いをすることであり、基本的な米国の原則を侵犯するものである、と報告し、土地問題については速かに、而もはつきりと解決する必要があると説明し、最後に、沖縄の民政に関する問題決定に当たっては、シシイン・アンの判断が軍人よりも、より大きな価値があるかも知れない時がやつて来た、と述べている。

資金の問題は、勿論、最優先に重点を置くべきであるが、基本生活給を無視してはならず、人種的差別を設けるか如きは直ちに修正されるべきである。

次に、急ぎ改正すべきことは、日本国旗の掲揚に対する自由を沖縄の人達に与えられなければならない。遠く本土から切離された状態下に置かれている沖縄の人達にとつて

は、日の丸の旗に殊の外の愛着を感じるものであることを知らねばならない。

この外、教育、警察等々の日常生活に直結する行政は、如何に愛情と理解とを以てするも、軍人よりは文人が直任であり、根本的には、異民族による統治は、非満足されるものでなく、現代においては更にそれは不可能となりつつある。

○農業に重点を置いた産業振興問題は島内にいざされている。

沖縄は全土に亘って戦場となったので、地上には一本一草まで軍靴に踏みにじられ、山容までが爆弾で形を変えてしまった。従って沖縄の耕地は全く荒廢に陥してしまつたと言つても過言ではない。

終戦後既に十有余年を尙したとは言え、殊に農業の面には復興の度合が極めて少ない。即ち、南部地区における甘蔗は野生に近い作物であり、その耕作の様式も至つて粗朴である。肥料不足からであらうか、畑で甘蔗の葉を立毛のまき燃して灰をとるといふ始末である。而も、その近くに何等共同施設的な製糖工場も見当らず、すべてが近代性を

欠いている。

バナナ、パパイヤ、シヤホン、ボンカン等の果樹についても同様に見すばらしい姿である。よつて沖縄の農業振興に格段の指導を必要とすると共に十分なる補助金を支出すべきである。

沖縄における町村の行政費を日本本土のそれと比較すれば大略五分の一である。これを見ても農村部落が如何に疲弊しているかについて述べる必要はないであろう。農村部落には、およそ近代科擧農業は夢想だに出来ない状態である。さればこそ、品種改良も出来ず、土地改良も出来ず、戦場の跡に唯々涙と汗とを流すのみである。

沖縄の農業は以上の如き悲境のどん底に叩き落されているが、米国の農業指導では、その伝説からして到底手を下さずとは出来ないのであろう。沖縄における、家畜の導入をも含めた農業の振興は、曾つて台湾における日本の研究と体験を以てすることが最適である。

那覇市における繁華街は奇蹟の一哩(ミラクル・マイル)と称せられているが、旅行

者は何人もその復興振りに驚かされる程であり、工業方面についても近々、期を違つて発展している。が、ここに一つの不足は、良港のないことである。船くとも三才必艘の船舶が碇泊し得る貿易港を建設することである。

しかし、沖縄における人口の稠密さは異常のものであり、沖縄が香港やハワイの如き性格をつくり得ない限り、沖縄の産業振興を如何に計画しても自ら限度がある。

よつて、沖縄問題の根本的解決の、一つは移民対策を大掛りに実施されねばならない。以上沖縄における諸条件について所見を述べたが、之を要するに、沖縄問題の解決は、軍事と行政とを区別し、軍事は日米共同の、行政は日本単独の責任においてなされるべきである。

13.0.0.7-1

アジア局長名 参事官 第一課長

総南連第二九七号

昭和三十三年四月十五日

総理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

沖繩視察団来島に対する反響（新聞論調）について
標記のことについて那覇日本政府南方連絡事務所長から別添写の
とおり送付があつたので、御参考までに送付する。

添付書類

国会視察団来島への反響（新聞論調）

アジア局長 32.4.17
アジア局長附 32.4.17
361

総理府

回覧番号
ア一 474

貼了

国会視察団来島への反響（新聞論調）

一 沖繩問題に一本の道標（三・一四・沖繩タイムス）
視察団長高岡大輔氏は沖繩問題は生きた主題として、日米両国間の外交問題として基本的に解決すべきものであると述べた。このことは今日迄不安定な位置におかれていた土地問題にやつと解決の糸口が見つかった感じを与えた。此の方向は迷路に一本の道標といつたものだ。米琉間には沖繩だけで解決できない幾つかの難問題があり、本土政府にも再三訴えて来たものだ。それを現地折衝でケリを付けようとすることは徒らに混乱させるのみである。地主との直接折衝を主張したから一方で国会代表を招いた米側の好意も情勢の変化を暗示しているのであらう。問題解決への両国政府の折衝は最も近途であり凡べてこの一本の道標にしぼるべきであらう。本土政府の誠意に頼り、同時に米国の善意を信じて行

総 理 府

動すれば自ら方向は決つて来る。歴史の流れを見失はないよう住民は自戒すべき重大な時機である。

二 主席の発言に疑問（三・一四・沖繩タイムス）
本土からの視察団に対し各政党、各団体は挙げて施政権の返還を訴えたその日に民政府会議室で開かれた視察団との会合で当間主席はこれをかき消すかのような発言をした（私は琉球住民が即時日本復帰を希望しているとは考へない）と主席が復帰運動に同調しない立場を従来から採つていたことは広く一般に知られ亘つていることは事実であるが世論を自分の考へにめてはめてこのような即断をすることは余りにも軽率である。言葉のアヤを何うあらうとも相手に与える反響を重大視し度い。若し此の問題について世論の動向を語るとすれば政府は的確な世論調査を行うべきである。主席に主張を曲げよとは云はない。只事実を誤つて伝へる軽口は慎んで貰ひ度い。

三 帰京した調査団への期待（三・一五・沖繩タイムス）
視察団は此の度の訪問で日米の理解を深め、沖繩問題に対する一つの見通しを得る確信ができた。この成果が充分実を結ぶべく努力し度いとステートメンを残して行つた。住民側はその成果に異常な注目を以つて期待している。住民側が力強く感じてゐることは日米両政府の外交折衝によるべきだとする基本的見解が判つきり打ち出されたことであらう。従来の斡旋する態度が完全に日本政府によつて掲棄され、沖繩問題は日本政府自体の問題として取り扱はれる公算が大きくなつた。一方気がかりな点は沖繩側の意見がバラバラであつたことだ。このことは沖繩の現状の複雑さと問題の難解性であることを把握させたかも知れない。それだけに問題の解決が難航することも考へられる。それが我々の杞憂に終ることが望ましい。少くとも沖繩問題に限り超党派的に推進して頂き度い。

総 理 府

四 国会議員の来島と沖繩側への示唆（三・一四・琉球新報）
視察団が沖繩基地の大きさと深さに驚いたのは事實である。従つて沖繩問題の深刻さも印象づけられたに違いない。視察団の来島はそれからの直接間接の利益とは別に住民に心を明るくするものを与えたのは事實である。レ長官の善意を認めてもよい。要するに沖繩の困難な問題は講和条約に基くものである。従つて日米両政府で話し合ふべきは自然の筋である。それと現地でかけ合うからして不必要なマサツが起る。このことから沖繩に於ける米琉双方の理解の欠除が紛糾の大きな原因をなしてゐると云へよう。視察団の来島を機として住民側も大局を見失うことなく従来の態度について再省すべきである。

五 沖繩の状来と政治目的（三・一七・沖繩新聞）
鶴見裕輔氏は法曹関係者への講演で従来の生き方を是正して頭の切り替えを行い戦争のない、病氣のない、貧困のない高尚な生活

に到達するよう努力すべきだと述べた。我々はこれに同感する。これを沖縄住民の願望と一致するものであり政治の目的は此処にある。現実を認識せず、理想のみ走り観念論に終始し、反対せんが為の氣勢を挙げている政治家や政治家のあることはこの目的から逸脱するものであり、政治を知り、これに献身している者とは云へない。こういう人々が沖縄の政治家であるとするならば沖縄の明朗な政治は期待できない。沖縄を繁栄させる道は真の政治目的を知つて努力する以外にない。

明治三十二年
明治三十二年
田中
外務省
主計
次文

午後二時 拜繰着

一為 明治三十二年 申秋 齋
午後帰途上り

① 申秋 外務省 國務院 田中
紹介

② 申秋 外務省 主計 次文
報告 申秋 齋
報告 申秋 齋

外務省

明治三十二年
明治三十二年
申秋 齋
申秋 齋
申秋 齋

秋空 幕僚 監部

佐藤 幕僚 副長

秋山 防備 部長

田中 調査 課長

外三名

新 六名

今の予定
三月三十一日 午前八時頃
三時頃

外務省

高 裁 信 案 (乙)	外 務 省	<p style="text-align: right;">書目御参考を以別添のとおり送付する。</p>									

	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
附 属	1		
別 添 紙			

記録分類 13007-1

公 信 案 (甲)	外 務 省	件 名	レムニソフアー民政委員招待による沖縄視察団 帰口報告に關する件	写送付先		受 信 人 名	在アメリカ合衆国 下田 煥 特 大 使	到着期限	月 日 日 日までに必着のこと この欄は至急信にのみ使用のこと	発 信 人 名	山 岸 外 務 大 臣	16 10

昭和三十三年四月十九日付往復五一才三二五号に關し、

社会党沖縄対策特別委員会の沖縄派遣報告

主管 アジア局長 7

主任 アジア局第一課長

起案者 勝田

昭和三十二年四月十九日起案

昭和三十三年四月十九日

文書課長 昭和三十二年四月十九日

文書課發送日 昭和三十二年四月十九日

發信係

淨書係

校査係 (原稿)

秘書 (淨書)

付屬物添付

記 帳 了

回 覧 番 号
ア一 465

6月6日 マニラ-ワシントン

Washington, D.C.
June 5, 1957, 5:00 P.M.

PRESS RELEASE

The President today signed an Executive Order codifying provisions for the administration of the Ryukyu Islands.

Pending the enactment of appropriate legislation by Congress, the Order continues in force present procedures providing for the exercise of administrative, legislative and jurisdictional powers reposed in the United States by Article 3 of the Treaty of Peace with Japan.

Under the Order, the authority granted to the United States in the Treaty of Peace continues to be exercised by the Secretary of Defense, subject to the direction and control of the President.

In addition to promoting effective and responsible self-government, the Secretary is to make every effort to improve the welfare and well-being of the inhabitants and to promote their economic and cultural advancement. The Order continues responsibility for the conduct of relations with foreign countries and international organizations with respect to the Islands in the Secretary of State.

The Order defines the limits of authority assigned respectively to the United States and local government authorities. It establishes a structure for operation of both United States and local courts, and sets forth the responsibilities of the executive and legislative branches of the Government of the Ryukyu Islands.

7A 大使 岸 大 臣 平 夫

June 6, 1957.

THE EXECUTIVE ORDER

Providing for administration of the Ryukyu Islands

WHEREAS under Article 3 of the Treaty of Peace with Japan the United States is exercising all and any powers of administration, legislation and jurisdiction over the territory, including territorial waters, and inhabitants of the Ryukyu Islands (the term "Ryukyu Islands" as used in this order, meaning Nanseiishoto south of 27 degree north latitude, excluding the islands in the Amami Oshima group with respect to which all rights and interests of the United States under the said article of the Treaty have been relinquished to Japan);

NOW, THEREFORE, by virtue of the authority vested in me by the Constitution, and as President of the United States and Commander-in-Chief of the armed forces of the United States, it is ordered as follows:

SECTION 1. Except as the Congress may otherwise provide by law with respect to the Government of the Ryukyu Islands, all administrative, legislative, and jurisdictional powers reposed in the United States by Article 3 of the Treaty of Peace with Japan shall be exercised in accordance with this Order.

SECTION 2. The said powers shall be exercised by the Secretary of Defense, subject to the direction and control of the President of the United States. In the exercise of this authority the Secretary of Defense shall encourage the development of an effective and responsible Ryukyuan Government, based on democratic principles and supported by a sound financial structure, shall make every effort to improve the welfare and

well-being

well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands, and shall continue to promote the economic and cultural advancement of the inhabitants. The Secretary of Defense may delegate any function vested in him by this order to such officials or organizational entities of the Department of Defense as he may designate.

SECTION 3. The Secretary of State shall be responsible for the conduct of relations with foreign countries and international organizations with respect to the Ryukyu Islands.

SECTION 4. There is established, under the jurisdiction of the Secretary of Defense, a civil administration of the Ryukyu Islands, the head of which shall be known as the High Commissioner of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as the "High Commissioner"). The High Commissioner (A) shall be designated by the Secretary of Defense, after consultation with the Secretary of State and with the approval of the President, from among the active duty members of the armed forces of the United States, (B) shall have the powers and perform the duties assigned to him by the terms of this Order, (C) may delegate any function vested in him to such officials of the Civil Administration as he may designate, and (D) shall carry out any powers or duties delegated or assigned to him by the Secretary of Defense pursuant to this order.

SECTION 5. There is hereby continued, subject to the provisions of this Order, the now existing Ryukyuan central government (hereinafter referred to as the Government of the Ryukyu Islands).

SECTION 6.

SECTION 6. The legislative power of the Government of the Ryukyu Islands, except as otherwise provided in this Order, shall be vested in a legislative body whose members are directly elected by the people of the Islands. The legislature shall consist of a single house of 29 members who shall be elected biennially in even numbered years from single representative districts.

SECTION 7. The legislative body shall exercise legislative powers which extend only to all subjects of legislation of domestic application. The legislative body shall determine the procedures for judging the selection and qualification of its own members and shall choose therefrom its officers and determine its roles and procedures. Local legislative bodies, the members of which shall be elected by the inhabitants of the respective municipalities in accordance with procedures established by the legislative body of the Government of the Ryukyu Islands, shall be given and shall exercise appropriate municipal legislative powers. The High Commissioner shall report to the Secretary of Defense all laws enacted by the legislative body of the Government of the Ryukyu Islands and the said Secretary shall report the same to the Congress of the United States.

SECTION 8. The executive power of the Government of the Ryukyu Islands shall be vested in a Chief Executive who shall be a Ryukyuan, appointed by the High Commissioner after consultation with representatives of the legislative body. The Chief Executive shall have general supervision and control of all executive agencies and instrumentalities of the Government of the Ryukyu Islands and shall faithfully execute the laws

of the

and ordinances applicable to the Ryukyu Islands. The head of each municipal government shall be elected by the people of the respective municipality in accordance with procedures established by the legislative body of the Government of the Ryukyu Islands.

SECTION 9. Every bill passed by the legislative body shall, before it becomes law, be presented to the Chief Executive. If the Chief Executive approves a bill he shall sign it, but if not he shall return it, with his objections, to the legislative body within fifteen days after it shall have been presented to him. If a bill is not returned within the specified fifteen-day period, it shall become law in like manner as if it had been approved by the Chief Executive, unless the legislative body by adjournment prevents its return, in which case it shall be law if approved by the Chief Executive within forty-five days after it shall have been presented to him; otherwise it shall not be law. When a bill is returned to the legislative body with objections by the Chief Executive, the legislative body may proceed to reconsider it. If, after such reconsideration two-thirds of the legislative body pass it, it shall be sent to the High Commissioner. If the High Commissioner approves it, he shall sign it. If he does not approve it, he shall return it to the legislative body so stating, and it shall not be law. If the High Commissioner neither approves nor disapproves the bill within forty-five days from the date of transmittal to him by the legislative body, it shall become law in like manner as if he had signed it. If any

bill

bill approved by the legislative body contains several items of appropriation of money, the Chief Executive may object to one or more of such items or any part or parts, portion or portions thereof, while approving the other items, or parts or portions of the bill. In such case the Chief Executive shall append to the bill, at the time of signing it, a statement of the items, or parts or portions thereof, objected to, and the items, or parts or portions thereof, so objected to shall not take effect. Should the legislative body seek to over-ride such objections of the Chief Executive, the procedures set forth above will apply. In computing any period of days for the foregoing purposes, Sundays and legal holidays shall be excluded.

SECTION 10. Judicial powers in the Ryukyu Islands shall be exercised as follows:

(A) A system of courts, including the civil and criminal courts of original jurisdiction and appellate tribunals, shall be maintained by the Government of the Ryukyu Islands. These courts shall exercise jurisdiction as follows:

- (1) Civil jurisdiction in all civil cases, subject to the provisions of paragraphs (B)(1) and (2), below.
- (2) Criminal jurisdiction over all persons except (a) members of the United States Forces, or the civilian component (b) Employees of the United States Government who are United States Nationals even though not subject to trial by courts-martial under the uniform code of military justice (10 U.S.C. 801 et seq.), and (c) dependents of the foregoing, provided, nevertheless, that
subject to

subject to paragraph (C) below, criminal jurisdiction may be exercised by courts of the Government of the Ryukyu Islands over dependents who are Ryukyans. Criminal jurisdiction may be withdrawn from the courts of the Government of the Ryukyu Islands by the High Commissioner in any case which affects the security, property, or interests of the United States and which is so designated by him.

(B) A system of courts, including civil and criminal courts of original jurisdiction and appellate tribunals, shall be maintained by the civil administration. These courts shall exercise jurisdiction as follows:

(1) Civil jurisdiction over any case or controversy of particular importance affecting the security, property, or interests of the United States, as determined by the High Commissioner. Such cases instituted in a court of the Government of the Ryukyu Islands shall be transferred to the appropriate civil administration court upon order of the High Commissioner at any time in ~~the~~ the proceedings, including final appellate process, prior to the entering of final decree, order or judgment. Cases so transferred may be subject to trial de novo in the discretion of the court of the civil administration.

(2) Civil jurisdiction in cases and controversies in which a member of the United States forces or the civilian component thereof, an employee of the United States Government who is a United States national, or a dependent of one of the foregoing,

unless

unless such dependent is a Ryukyuan, is a party if upon petition of one of the parties to the suit the High Commissioner deems the case to be important in its effect, direct or indirect, on the security of the Islands, on foreign relations or on the security, property or interests of the United States or nationals thereof and determines that the civil administration should assume jurisdiction over the case. In this event, such cases instituted in a court of the Government of the Ryukyu Islands shall be transferred to the appropriate civil administration court by order of the High Commissioner at any time in the proceedings, including final appellate process, prior to the entering of final decree, order or judgment. Cases so transferred may be subject to trial de novo in the discretion of the court of the civil administration.

(3) Criminal jurisdiction over United States nationals employed by the United States or any agency thereof who are not subject to trial by courts-martial under the uniform code of military justice (10 U.S.C. 801 et seq.) and their dependents, excluding Ryukyans.

(4) Criminal jurisdiction in specific cases of particular importance affecting the security, property, or interests of the United States, as determined by the High Commissioner. Such cases instituted in a court of the Government of the Ryukyu Islands may be transferred to the appropriate civil administration court upon order of the High Commissioner at any time in the proceedings,

including

including the final appellate process, prior to the entering of final decree, order or judgment. Cases so transferred may be subject to trial de novo in the discretion of the court of the civil administration.

(C) Criminal jurisdiction over persons subject to trial by courts-martial under the uniform code of military justice (10 U.S.C. 801 et seq.) will be exercised by courts other than courts-martial only when the military commander concerned determines not to exercise military jurisdiction under the uniform code of military justice and specifically indicates to the High Commissioner his approval of referring the case to another court.

(D) The highest appellate court of the civil administration shall have jurisdiction to review:

(1) Any case, civil or criminal, tried in the inferior courts of the civil administration, whether initiated therein or removed thereto, upon appeal by any party.

(2) Any case, civil or criminal, ~~initiated~~ decided by the highest court of the Government of the Ryukyu Islands having jurisdiction thereof in which is involved

(I) a conflict of decision between the highest court of the government of the Ryukyu Islands and the highest appellate court of the civil administration or

(II) a question of United States, foreign or international law, including the interpretation of any treaty, act of

Congress of

Congress of the United States, Executive Order of the President of the United States, or of a proclamation, ordinance or order of the High Commissioner upon appeal by any party or, if no such appeal be taken, upon petition, setting forth the special grounds therefor, presented to the court by the chief legal officer of the civil administration. The highest appellate court of the civil administration shall have power to affirm, modify, set aside or reverse the judgment, order or decree reviewed or to remand the case with such directions for a new trial or for entry of judgment as may be just. In a criminal case, the appellate court may set aside the judgment of conviction, or may commute, reduce (but not increase) or suspend the execution of sentence.

(E) Nothing in this section shall be construed as extending to any court of the Government of the Ryukyu Islands or of the civil administration, jurisdiction over the United States Government or any agency thereof unless specific authority has been conferred in the premises by the Congress of the United States.

(F) For the purpose of these provisions the expression

(1) "Members of the United States Forces" shall mean the personnel on active duty belonging to the land, sea or air armed forces of the United States of America whenever in the Ryukyu Islands.

(2) "Civilian Component" shall mean the civilian persons of United States nationality who are in the employ of, serving with, or accompanying the United States forces whenever in the Ryukyu Islands.

(3) "Dependents" shall mean the spouse and any child or relative by affinity, consanguinity or adoption when dependent upon the principal for over one-half of his or her support whenever in the Ryukyu Islands.

SECTION 11. The High Commissioner may, if such action is deemed necessary for the fulfillment of his mission under the Order, promulgate laws, ordinances or regulations, with due regard to the provisions of SECTION 2 hereof. The High Commissioner, if such action is deemed by him to be important in its effect, direct or indirect, on the security of the Ryukyu Islands, or on relations with foreign countries and international organizations with respect to the Ryukyu Islands, or on the foreign relations of the United States, or on the security, property or interests of the United States or nationals thereof, may, in respect of Ryukyuan bills, laws, or officials, as the case may be (A) veto any bill or any part or portion thereof, (B) annul any law or any part or portion thereof within forty-five days after its enactment, and (C) remove any public official from office. The High Commissioner has the power of reprieve, commutation and pardon. The High Commissioner may assume in whole or in part, the exercise of full authority in the Islands, if such assumption of authority appears mandatory for security reasons. Exercise of authority conferred on the High Commissioner by this section shall be promptly reported to the Secretary of Defense, who shall inform the Secretary of State.

SECTION 12.

SECTION 12. In carrying out this Order, including SECTION 11, the High Commissioner shall preserve to persons in the Ryukyu Islands the basic liberties enjoyed by people in democratic countries, including freedom of speech, assembly, petition, religion and press, and security from unreasonable searches and seizures, and from deprivation of life, liberty or property without due process of law.

SECTION 13. The Secretary of Defense may issue such further instructions as may be necessary for the carrying out of this Order.

SECTION 14. Except as they may be inconsistent herewith, the proclamations, ordinances, and directives heretofore issued by the existing civil administration and its predecessor military government agencies shall continue in force and effect until modified, revoked, or superseded under the authority of this Order. No proceeding, either civil or criminal, pending in any court of the Government of the Ryukyu Islands or of the civil administration of the Ryukyu Islands on the date of this Order shall abate by reason of this Order; and any such proceeding shall be conducted and concluded in accordance with the laws, ordinances, proclamations, and directives in effect immediately before the date of this Order.

SECTION 15. This Order shall become effective immediately, but until its provisions shall severally become operative as herein provided, the legislative, executive and judicial functions now vested in the civil administration and the Government of the Ryukyu Islands,

shall continue

- 12 -

shall continue to be exercised as now provided by law, ordinance, proclamation or directive, and the incumbents of all offices under the civil administration or the Government of the Ryukyu Islands shall continue in office until their successors are appointed or elected and have qualified, unless sooner removed by competent authority.

DWIGHT D. EISENHOWER

The White House,

June 5, 1957.

A'3.0.0.7-1

西表島農業調査団派遣に關し
在京米大使館側との会談

(昭34.12.2)
北東アジア課

2. 中川より ハワイ針谷総領事からの電報で

あるとして 井上米下院議員の来日寸旨を伝

えて 沖繩問題について 同議員と話し合っ

てみようかと思つてゐるか。如何と尋ねたところ

ろ、同議員の来日は承知してゐる。明日で大使

とも会見することになつてゐるか。同議員は多

分 沖繩問題についても Representation を行

うのではないかと思ふ。同氏は米軍施設を視

察することから主なる目的であり、スケジュールが

一杯ではあるが、貴方が同議員と話し合つて

とについては別に異存はない。日本政府側

とは岸首相と会見予定となつてゐると述べ

た。

A3007-1

秘

総務長官の沖縄視察に伴う

要望事項の概要

8月21日

特別地域連絡局

総 理 府

I 沖縄援助に関する方針

私は、故ケネディー大統領の所謂沖縄新政策(1962.3)に述べられていることを基調として、日米共同の路線の下に、これに協力することを目標として沖縄援助問題にのぞんでおる。この度沖縄の各基地を見る機会を与えられたが、改めてその重要性を認識した。

私は、ケネディー大統領声明に述べられているように、沖縄が将来日本に返還されることを期待するとともに、それまでの間は、日本本土の相当地域と比較して遜色のないように沖縄の産業経済の発展を図り、沖縄住民の福祉の向上に協力

総 理 府

するものである。

最近における沖縄の状況は、米国の配慮と沖縄

住民の努力によって色々な点において目覚ましい改善

が行なわれつつある。しかし、日本本土と比較するとき

は、幾つかの分野において、改善又は検討を行なう

ことが望ましいものがあるのではないと思われる。

これらの改善又は検討を要する問題として産業の

開発、社会保障制度の整備、文教の振興等に関す

るものがあるが、これらは畢竟するに次のい

うれかに該当するもののように思われる。

第一は、諸制度、諸施設の内容自体の検討が

未だ十分に行なわれていないもの

第二は、諸制度、諸施設の構想がまとまって

て、琉球政府、同市町村に財政的な余力が

ないため、実施に移すことができないもの

第三は、諸制度、諸施設の構想がまとまって

いても、沖縄の地域のみを以てしては、

経済的に成り立たないか、又は不合理

なものとなるおそれがあるもの

そして、沖縄における経済社会の近代化が

進むにつれて、第一の問題のほか、第二、第三

の問題も重要視されなければならないと思

われる。殊に、第二の琉球政府及び同

市町村の財政力の問題は、日本本土

の類似の府県と比較するとかなりの遜色がある
ように見受けられる。これは、日本が近代的な工業
国家として経済的に着しい発展を遂げるに従つ
て各府県市町村は政府よりの財政的恩恵を受け
る度合いが多くなるからであり、沖縄との財政的
格差が目立つてくるように見受けられる。日本の府県
の場合は、一部を国が負担し、他の一部を府県が
負担する場合がかなり多くあるが、琉球政府は、
このような場合に全部を自己負担するという制度
上の問題もある。

次に、第三の問題の典型的な例は、各種の
保険制度で、沖縄の地区のみでは成り

立ち得ない場合が容易に考え得られる。

(例えば、農業災害保険)

このような問題については、日米共同してその整備
のために何等かの措置を講ずる必要がある
かと思われる。

要するに、沖縄に関する諸問題は、単に
一時的な検討のみによって解決されるものは数少
なく、今後は日米協議委員会及び日米琉技術
委員会を活用し、常時日米琉の関係者が共同し
て、継続的に沖縄の発展の方策や、又それを阻
害している要因を解明して、沖縄の開発を促進
する必要があると思われる。

援助問題その他の懸念事項について個別的

に述べると以下のとおりである。

II 要望事項

1. 沖縄援助について

(1) 財政援助の増大について

沖縄は米国の施政よろしきを得て、諸制度、諸

施設の面で著しい改善が見られるが、日本本土と比

較するときには劣っている部分もある。これは、前述

のように技術的検討が遅れていることに基因

するところがあるが、同時に沖縄に投下される行政費

(国、府、県、市、町、村とあわせたもの)が、日本本土と比

較して少ないことによるものと思われる。

1963 会計年度のものをその時期の日本

本土と比較すると純計で

類似県 一人当 39,000 円 (108.3 #)

沖縄 一人当 25,000 円 (69.4 #)

(高等学務官資金を除く)

21,000 円 (58.3 #) となる。)

となつてゐる。これは琉球政府の自主財源

(主として税収入)が乏しいことによるが本土の

類似県なみに行政費を増大するためには、日米

援助額を増大する必要がある。(注 日本政府

では各府県、市町村に対して各種の国庫補助金

のほか、地方交付税が交付されているが、これは

国内の行政水準を同一レベルに維持するため各

府県、市町村間の財源調節を主たる目的として

ゐる。従つて、自主財源の乏しい貧困な府県、

市町村に対しては、政府からの交付税が多い

わけで、また災害により被害の多い府県、市町

村に対しては特別に増額されることになる。

今直ちに沖縄にこのような方法を採用する

ことは問題があるが、従来の方式によるとして

も、日米援助額を増加する必要がある。))

(ロ) 社会福祉の増強について

社会福祉面特に社会保険について日本本

土と比較して遅れが目立っており、是を是る。

例は、医療保険、厚生年金、恩給年金等が

あげられる。これらについては、沖縄地政の

以てしては、経済的に成り立たないところもある

やに思われるので、日米協力して制度及び基金
の設定期等の検討を行ない、社会福祉面の増
強を図る必要があると思われる。
また、沖縄においては、医者が著しく不足して
おり、日本本土の一番医者の少ない県の約半数
位である。医師の養成は、現状では日本国費
留学生の日本本土の留学にまつこととなるが、こ
れも僅少で、これのみをむつてでは到底急速
な充足を期待することが困難であるので、何等
かの養成計画（例えば、琉球大学に医学部の設
置、または日本国費留学生の枠の拡大等）を講ずる
必要があると思われるので、検討をお願いする。

のり低開発地の開発について
所謂基地経済の恩恵を受けて所得の向上が
著しいが、離島における農漁民の生活水準は
かなり下廻っており、産業経済の開発には特に
努力する必要があると思われる。
従来の援助の項目を踏襲するほか、かつて
の日本又は米国により行なわれた調査団によ
る調査結果を検討のうえ、開発計画を前進
させる必要がある。
離島行政の困難性が沖縄における各分野
の改善の障害となつておるように見受けられ
るので、もし可能ならば、開拓、干拓等による

農地の造成によって移住を促進し、生活の集団をつくり、これに文化施設を集中する必要があると思われる。

幸い、日本は農業土木技術に優れているので、充分の協力できることと思われるので、検討願いたい。

(二) 文教施設の増強について

沖縄の人は、何学心が強く、父兄は子弟の教育に非常に努力しており、就学率は日本本土と比較して遜色がないが、

教材備品等が不足しているのと、その整備に協力したい。

(三) 来年度日本政府よりの援助金について

日本政府からの援助については、日米協議委員会において検討

されることになるが、日本側としては、おむね以上の観点から、来年度の沖縄援助額は、かなり増額したいと、考えているので、以上の諸提議を

理解のうえ、何分の協力をお願いする。

なお、従来工事関係に相当額の援助を実施してきたが、今後の援助の対策としては、消化の

問題を解決する意味をも含め、従来のほか

琉球政府の負担している運営費(例えば、生

活保護法による負担は、日本では日本政府

が80%、地元県が20%となっており、

琉球政府のときは100%を負担しており、これが

財政を圧迫している。)についても日本が援助

としてとらえることを検討願いたい。

2. 協議委員会、技術委員会の活用

前述のとおり、沖縄の経済の発展及び

沖縄住民の福祉の向上について継続的に

検討するため、これら両委員会を活用する

必要があると思われるので、米側もこれに協力

願いたい。

3. 渡航事務の促進について

これは国会の委員会においてしばしば論議

されている条件である。本側が安全保障上の

考慮から渡航希望者の調査をすることは止む

を得ないことであるし、その結果少数ではある

が不許可の者が生じることと止むを得ないこと

と思われる。野党側の議員が単なる批判のため

に渡航制限をあげた場合もあるが、これは別と

して本土と沖縄とは互に親族友人知己が入り混

り往來が頻繁であるので、事務の迅速なる検討

について中注意が頂けるならば幸甚と思ひます。

なお、1964年1月から6月までの記録では日本

側からの渡航者は

総計 22,034人 100%

3週間以内
許可になった者 19,463人 89.3%

3週間と4週間
との間に許可
になった者 1,034人 4.7%

4週間以上を
要している者 1,537人 6.0%

となっている。

また、日本側の事務処理については、迅速処理

に特に留意しており、鹿児島、北海道等と最も

東京より遠い府県で特殊なものを除き、ほぼ日

本書類の送達が行なわれている。

4 戦没者の叙位叙勲について

戦没者の叙位叙勲が日本政府の決定に

基ついて本年4月以降毎月実施されてい

る。沖縄分については2月7日南方連絡事務所

長より米民政府に対して了解取付のための

手続を終えたが、5月18日付で本件は米本

国の相当機関において検討されている由の

回答を得て以来何等の連絡に接していな

いので促進をお願ひする。

なお本件は5ヶ年計画で実施されるもの

で、昭和39年度においては概略5,000件

を目途として予定されてある。

5 原爆患者の治療について

沖縄に数十名の原爆患者が居住してあ

り、これらの者に対して何等かの治療の措置

を必要とするのではないかとの質問が数回に

わたつてさきほど開催された国会の委員会に

おいて行なわれている。

原爆患者在住の事実があれば専門医の

派遣等を考慮したいので、検討をお願ひする。

なお日本国内では原爆被害者には無料で

毎年検査を実施しており、また病気となったもの

については、無料で入院治療を行なっている。

と、南方連絡事務所の活用について

異例又は重要なことは、外交ルートによつて

処理されることは当然と思ねれるが、その他の軽

微な又は定型的事務については、その迅速化が

図るため南方連絡事務所をして事務処理に当

らしめたいので、米側においても理解のうえ

何分の協力をお願いする。

沖繩行

1. 日時 2月6日 0730 立川発
 ↓ 1600頃 沖繩(カヲ)着
 2月7日 1400 沖繩発
 ↓ 1600

2. 旅行者

副長 依藤空将
 部長 秋山将補
 田中 1佐
 広田 2佐
 森 2佐
 猪子 2佐

別に

乗務員 幹部 4名
 空費 2名

3. 沖繩一泊

4. 秘報の非公式視察

有種之御配慮
 難うござい
 ます
 ヤ下
 無事
 午続
 終り
 ます



外

寫

13.00.17-

アジア局長
審議官
総務参事官

官制参事官

北東アジア課長

那 第 929 号

昭和36年10月25日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

日本自由人権協会沖縄調査団の沖縄における
調査活動について(その2)

さる9月30日に帰京した日本自由人権協会沖縄調査団の沖縄に
おける調査活動について、その後次のような事実が判明したので参
考までに報告する。

記

9月23日

午前10時から、司法ビルで、沖縄弁護士会と懇談会を開いた。

弁護士会側は、下地域之会長以下約20人が出席した。

懇談は、主として警察権力による被疑者への暴行事件、民政府
裁判所での弁護に対する障碍、保釈金制度、スパイ強要事件など
の具体的ケースについて活潑な質疑応答を行なった。

懇談後吉川団長は、「特に基本法である行政命令が、規範とし
ての性格を持つものか疑問に思つた。民政府裁判所は判例集もな
い上に記録の送付も弁護士会になされないようであるが、これ
では民政府裁判所にかかる被告は十分に弁護できるはずがない。」
と語つた。

9月24日

午後、報道関係者と懇談、基地下における報道の自由などにつ
いて話し合つた。

9月25日

行政府秘書課を訪れ、行政府各課に人権問題に関する資料があ
れば提供して貰いたいと申し入れた。秘書課では、各課に行つて
提供を受けるように答えたので、調査団一行は、行政府各課を訪
れ調査資料の収集を行なつた。

9月26日

午後2時から、上訴裁判所3階ロビーで、法務局、検察庁、裁
判所関係者と懇談した。

この懇談では、大統領行政命令と民法との関係や、布告・布
令等の正文が英文であるが、これを日本語に訳した場合に誤訳し
その結果、刑の量定に影響を及ぼすようなことはなかつたか、な
どのかかなり突込んだ質問を調査団は行なつた。これに対して法務

36.11.-1

36.11.-1
80

記録了 回覧番号
亜北 3502

総 理 府

11.26

局、検察庁、裁判所側から「ほん訳された法令では、誤訳があつたり、うまく言い表わせなかつたことがあり、また英米法と大陸法では法解釈が違つているため困つている。また民法立法されたものについても布令で保留されたり、施行された布令を解消しないうちに他の布令を出したりして、どれが生きていて、どれが死んでいるのか混乱しているケースがある。誤訳が、刑の量定に影響を及ぼした事例は、これまでないが、法解釈自体にはあつた。刑事事件の場合には、日本本土での判例を参考にし、これを尺度として困ることはないが、民事事件の場合にはある。」と答弁した。

この後、ひき続いて法務局だけと懇談を行なつた。

9月27日

午後2時から、沖縄会館において、復帰協、原水協の幹部と懇談した。

この懇談には、調査団側は、吉川経夫、大野正男、宮里松正の三人が出席した。

懇談は、まず赤嶺復帰協会長、亀甲原水協理事の挨拶があり、各団体出席者の紹介を終えた後、赤嶺会長から、「前に世界自由人権協会の調査団が来島し、沖縄の人権問題に光明をもたらすものと期待していたが、期待していたような成果はなかつた。今度祖国の調査団の皆様は、短期間ではありますが、十分調査され、

現在無視されている私達沖縄全県民の人権問題を取り上げ解消するように努力して頂きたい。」と挨拶があり、また亀甲原水協理事から労働問題等を取り上げ報告^がなされた。調査団の大野弁護士は、「沖縄の表面的な部分については、ある程度報告があり知つているので、次の問題点について話し合いたい。」と発言し、次の点について懇談した。

1. 国政参加の件
2. 税法の件
3. 水道、電々公社の問題
4. 伊江島問題

最後に、労働問題、布令の問題等を話し合つた。その後、沖交労から「東陽バス争議の際、人権協会に御世話になりました」とお礼があつて、懇談会を終了した。

9月29日

伊江島で、萩野芳夫、小川政亮が調査を行ない29日に退島した。

1. 9月27日午後4時頃連絡船で、萩野芳夫が来島し、波止場には、伊江村川平区の浦崎直良(34才)、真謝区村議平安山良一(30才)、真謝区長野里竹広(32才)外3名の青年が日の丸の旗を立てて出迎え、浦崎、平安山等の案内で伊江村役

所を訪れた。

2. 村役所では、助役知念彦吉が応待し、射撃場内における射殺事故、ラジオ電燈線の撤去、建築中止命令等について状況を聞き、更に助役に対して明28日に村内有志と懇談したいから集めてもらいたいと依頼した。その後村役所さしまわりの車にのり、浦崎・平安山両名の案内でキジャカ部落の建築中止命令家屋や射撃場で事故死した真謝の平安山良福の家庭等を訪れ、事情を聞いたのち、午後7時頃東江上区在伊藤旅館に投宿した。
3. 同日午後9時頃前記旅館に、浦崎直良、平安山良一、伊江郵便局長喜納政栄(46才)の3名が萩野を訪れ、10時30分頃それぞれ帰宅した。
4. 9月28日9時頃浦崎直良、古堅宗順(46才、西江前区3班)と共に、萩野は、バスで真謝区の平安山良一宅を訪れ、さらに、平安山良一と共に、平安山良福が事故死した射撃場内の現場や、以前建築中止命令を受けた真謝区比嘉忠正方(後に軍の許可を得て建築を完了している。)を訪れた。この後、同部落内に誤つて落下した弾痕等の視察を行ない、12時頃平安山良一宅で昼食をとつた。

このあと、午後2時頃から軍用地契約反対者や平安山良福の家族等と、同家で懇談し、(部落民7名位が集まつた模様であ

る。)午後5時30分頃旅館に引き揚げた。なお、この日真謝区長に対して部落常会を開いて部落民を集めて欲しいと萩野から申し入れがあつたが、同区長は、部落民は多忙で屋間の常会はできない旨回答した模様である。

5. 同28日午後4時頃調査団員小川政亮が連絡船で来島し、古堅宗順の出迎を受けて村役所に行き、知念助役からキジャカ部落の建築中止命令問題、射撃場での事故死問題等について事情を聞いたのち、知念助役、福祉係員の案内で村有の車にのり、キジャカ部落の建築中止家屋を見て廻り、更に真謝・西崎を一巡した。
6. 同日午後8時30分頃から、伊江村役所で有志との懇談会が開かれ、午後9時30分頃散会した。

(出席者)

調査団側..... 萩野芳夫 小川政亮

伊江島側..... 知念助役、各区長(真謝区長は不出席)、
伊江中学校長、伊江小学校教頭、伊江郵便局長、浦崎直良等21名

(会の模様)

浦崎直良の紹介の後、萩野芳夫は「私が6年前に訪れて、
当時の状況を世界人権協会に報告したところ、米極東指令部

から、君達は現地に行つて良く見て来たか、君達の報告は嘘である、と文句を言われた。沖縄での人権問題、財産侵害の問題、生活の状況を重点的に調査したいので協力をお願いする旨の挨拶をした。萩野の質問は、

沖縄の経済事情は不利の立場にある（米国の施政下にあつて、良くないの意味か？）と聞いているがどうか。

小川政亮の質問は

- (1) 教育問題について米軍と児童との関係はどうか。
- (2) 子供は、米軍に対して如何なる感じを持つているか、授業中飛行機の爆音で勉強ができないということはないか
また、軍用地に対してどう思っているか、
- (3) 名護で私が旅館のおかみさんに沖縄はどこかの国かと聞いたら、沖縄は沖縄だと答え頑張っていた。なぜ日本の国と言わないのかと残念に思った。
生徒も同じ様に思っているのではないか。
- (4) 軍用地は現在の様にあつた方がよいか、また通信隊周辺のギンネム（註。おじぎ草のような葉をした樹木）を米軍が伐採しているがどう思うか。

等の質問を行なつた。

これに対して伊江島側は、伊江小学校教頭、浦崎直良等が

活潑に回答していた。

9月29日

午後、2時30分から、立法院委員会室で全沖労連・官公労・沖交労・住宅公社労・平良市職労・那覇市職労・自治労県連・全沖タクシー労・ライカム時計店労・アメリカン・ホートサービス労・三交交通労の各代表と約2時間にわたつて懇談した。

最初に調査団の大野正男から、布令145号（労働組合の認可手続）について民政府と会談した模様が報告され、組合側から（全沖タクシー労・ホートサービス労の代表から）、非認可のいきさつを説明すると共に、資料を提供、ライカム時計店労組委員長から、CIGに調査された事実が報告された。その後連絡不十分のために軍労組代表が一名も出席していなかつたので、出席労組代表者が見聞きして知つている範囲で、軍雇用労働者の人権侵害の事実を報告し、最後に小川政亮と社会保障制度の実態について意見交換を行なつた。

10月4日

午後3時から5時まで、石川市石川8区山城トヨ方で、残留調査団員の萩野芳夫が、石川市ジェット機墜落事件の被災者と懇談を行なつた。

出席者は、人権協会側が調査団員萩野芳夫と沖縄人権協会書記

山城孝健，被災者側は，玉山憲明（ジェット機被災者連名副会長）
外被災者4名であつた。

会談は，萩野芳夫から「日本本土においても米軍人軍属による
被害があり，時々人権協会に問題が持ち込まれることがある」旨
の発言があり，更に，ジェット機事件の賠償について，

- (1) 賠償委員の名称
- (2) 請求の基礎
- (3) 賠償支払いまでの経過
- (4) 賠償問題が解決した際，米軍側から査定の基本が説明された
か。

等の質問がなされた。これに対して被災者側から

(1)については，横浜在。在日米軍賠償事務所としか判らない。正
式の名称は知らない。

(2)については，フアマン式に感謝料とその後の治療費を加えて
請求した。

(3)については，被災者連盟を結成し，組織の力で米軍と交渉す
ると共に，民主団体が一体となつてバックアップし，更に代表を
日本に送り，日本の民主団体の協力も得たので一応満足のいく補
償がなされた。

(4)については，支払いの際に，米軍から，3,500日×83円

+2000\$+1000\$の外，民間病院で治療した者には，更
に入院日数×20\$が加えられているとの説明があつた。

旨の回答がなされた。

なお，被災者側の説明を聞いてから萩野芳夫は，ジェット機事故
の賠償は，おもいきつてなされている旨の感想をもらしていた。

(写送付先) 警察庁警備局長
九州管区警察局長
外務省アジア局長

日米両政府間の対琉球協議会に際する高等弁務官声明

1962年6月22日

小平総務長官、並びに御一同

先週の土曜日、私は米国5ヶ年計画の大まかな目標について説明したがそれをこゝで一応簡単に再吟味する。それは、

1. 経済伸長を毎年14%引上げること。
2. 琉球住民の個人所得を約2倍にする。
3. 社会福祉事業の設置、駐中政府職員と教員の退職保険制及び健康保険制度を含む。
4. 融資々金を置き工業、農漁業の発達、その他の需要を充すこと。
5. 厚生施設の改善。
6. 教員や政府職員の給与改善。

過去一週間、皆さん一行は私のスタッフとこの計画の各事業について協議されている。協議中総務長官を初め御一行の方々から再三に亘つて米国5ヶ年計画についてより詳細な説明資料が求められている。この計画は私が説明したように只協議草案に過ぎないのである。皆さんは提案された各事業の選択についてもその見方或いは考え方について質問している。さらに種々な形によつてその基準を糾明し、又その経済指針の延長について意見を述べられた。

先ずこゝで皆さんの来島に対し我々が如何にして準備を進めて来たかについて説明する。私に明白なことは日本政府は先入観を持つて琉球に於ける調査或いは協議をする考えを持つていたことである。同時に我々の方も先入観を持つていたのでこの2組の先入観が多くのかかり隔りがあつたことも明らかである。そして多くの電報が我々の間に交換され、立派な基本的規則や日程等が相互間に了承されて作成されたにもかかわらず、万事その通りにならなかつたのである。

即ちゴルフをする時、同じ打球棒、同じゴルフリンクが使用されても我々の試合の進行は必ずしも同じではないのである。協議方針について我々は色々な方法を考慮した。例えば無計画で開始することも出来たし米国の第一案又は琉球政府案のみか或いは両者の計画案を取り入れたものを提案し得たであろう。若し日本政府案が届いていたならばそれも利用し得たであろう。しかし我々は時間の問題もあつて皆さんの調査する諸点は我々が皆さんの目的のため重要と考慮するものにしほつたのである。そこで我々がお互いに考える重要性又は目的のためかなり相違があることは明白である。

我々がこれから入る方法を取つたのは勿論我々の計画や琉球政府案を恥じるとか又は数字的なものを持たないためではない。 寧ろ、数字的なものはむしろ多すぎると思われる位である。

けれどもこの際、一部分について特定の数字を提供することはその事業を明かにすると言うよりもむしろ複雑化するのみである。 実際、そのような数字は只有意義な目標を示すよりもむしろ希望の表現にしかならないのである。 現に我々が有する数字があるとすればそれは米国会及び日本側の国会議員が自ら誇りとする伸縮自在な考え方及びその他多くの行政的処置如何に全く俟たなければならぬ。 しかし米国の計画が何を目当てにしているかと言う総合的な見解については皆さんが示された関心を納得させるために我々の計画に織り込まれている大要を2、3点説明して見たいと思う。

先ず第一に、我々の考え方の中で最も大切に思われている点は、琉球住民の福利安寧の向上である。 5ヶ年計画の中でもっとも大きい支出を必要とするものは、雇用と社会福祉の部門である。 我々は退職年金制度、医療保険制度、災害に対する救済その他琉球住民全体のためになる方面に多量の支出を期待している。 次に我々は自立精神に富んだ住民を援助する事情に重点を置いたのである。 教育はこの目的を達成する上に重要な事業である。 そこで我々は1962年から1968年の間に於いて公立学校教育に投ずる予算を倍増する計画を作つたのである。 これは現年度支出を4倍も上廻ることになる職業教育と養成部門とは別に支出するものである。

今一つの考え方は世界市場に於て競争し得る製品を生産する強力かつ健全な経済を期待し得るために経済的成長の刺激を与えたことである。 そのためには農漁業の向上をもたらす事業を企て、食糧品を多量に輸入する必要を減少することである。 我々は通産部門を刺激する事業も立てている。 この目的を達成するためには資本の増加がもっとも重要である。

ここで先日小平氏に申し上げたことについて再び申し上げたいと思う。それは米国の琉球の行政責任を保有する関係上、米国の5ヶ年振興計画の基本的責任を有することである。 米大統領はこの振興計画に日本側の協力と参加を歓迎している。 しかしこの基本的責任により我々はこの計画が今後の予測され得ない色々な出来事によつて色々と改良され得ることをよく認識して我々の力で先ず計画を立ててゆかねばならない。

これは別に日本側の参加を軽視するわけではない。 只琉球振興計画を推進するに際し、現在は如何なる段階にあるかということの説明しているだけである。

現在、提案している計画は13の部門から成つており、その9つは次の通りである。 他の4つの部門は米政府の独自の責任である行政部門に属する。

9つの部門は

1. 農業水産部門
2. 通産部門
3. 地方開発と移住部門
4. 国土開発と土木関係部門
5. 雇用と社会福祉部門
6. 教育部門
7. 企画統計部門
8. 職業教育と養成部門
9. 技術協力部門

次にこの9つの部門を簡単に説明する。

1. 農業水産部門

この事業は農漁業の向上をもたらすものである。 皆さんの参加を求める事業の外に、農業生産、漁業生産、或いは協同組合に対する指導援助に関連する他の事業がある。 我々の希望は最適な多角農業生産を推進し1エーカー1労働者が可耕地に於いて最少限の生産コストで最大限の収穫をあげることである。

2. 通産部門

この部門の目的は製造業を発達させ、琉球住民の生活水準を高め、自立経済をもたらすために貧弱な土地資源や限定された農業生産を補充することである。 この部門には次のような事業がある。 即ち、生産センター(このセンターの機能に対する米国の考えは多分日本のそれと著しく異つている)製造業と飲業に対する援助、電力施設の向上、観光事業の振興、自由貿易地域に対する補助及び大衆金庫補助である。

3. 地方開発と移住部門

この事業の第一の目的は人口過剰とそこから生じる経済的社会的問題を緩和することであり、これは移住地その他の地域開発の改善である。 土地境界線の調査は皆さんも参加を希望される分野かも知れないので御検討をお願いする。

4. 国土開発と土木関係部門

この部門の目的は自営林及び天然資源を開発し保護することである。この計画は更に有益な土木事業も規定している。

尚日本の参加を要求するかも知れない事業の外に、土壌の保全、浚渫事業、水道施設、市町村土木事業、貧民街の改善と公共住宅及び政府庁舎の修復と建築事業がある。

5. 雇用と社会福祉部門

これは琉球住民の社会福祉と医療福祉に関連するもので、この中退職年金保険と医療保険と言う二つの新しい事業への日本の参加の可能性を吾々が示していることにお気付になるであろう。この外に労働福祉と雇用事業、失業保険、移民事業の援助、公共事業の援助、災害に対する援助、公衆衛生事業、警察と移住施設費及び公安事業費が規定されている。

6. 教育部門

我々がよく知っているように良い教育がより大きい経済的応酬をもたらすものであることは自明の理である。我々は経済発展に助力すると同時に、増大しつつある職場労力に適切な教育を施すことによつて個人を援助するものである。皆さんに提案した各事業の外、我々は公立学校の建築、学校教育の設備、補充、琉球大学の拡張、学校保健、社会教育事業及びその他類似した教育事業を行う計画をもっている。

7. 企画統計部門

皆さんから度々現在用意されていない統計資料の提出を求められている。この事業の目的は企画の改良と統計の収集整備を行うことである。即ち米国は物価の検討、農業調査、国勢調査や住宅センサスを5ヶ年間で完了する考えである。統計と言へば、私の手元に高等弁務官府計画部によつて編輯された1962年5月の日付の最も新しい琉球要覧があるが皆さんの質疑の一部分はこれによつて明解されると思う。さらに皆さんは最近の琉球政府の年次報告も求められているが我々は琉球政府側と共にそれも検討してゆきたいと思う。大田行政主席と私は同意する数字的資料を決め、どの資料が正確であり、皆さんに有益であるか、又如何なる資料を皆さんに提供すればよいかを決める考えである。只今のところ大田氏も私もいつこの資料を提供し得るかはつきりと期日を決めることは出来ない。

8. 職業教育と養成部門

米国側の計画は米国における研修その他西部太平洋やアジア圏内地域以外の諸国に於いて研修する計画を含んでいる。私は日本に於ける研修計画に日本政府の参加を求める提案をしたい考えである。この総合的事業は成長しつつある経済界にもつとも必要とする技術者を養成する観点からも誠に重要なものである。

9. 技術援助部門

この部門は日本から一部の技術援助を求めると共に、琉球大学に対する技術援助、工業調査、米国から招へいされる医学専門技術顧問に対する技術援助を米国が計画している事業を含んでいる。その主眼点は求められるもつとも立派な資格をもつ専門家を琉球に招へいして農業、工業、医療事業及び教育等を如何にすれば改善向上をもたらすかと言う助言を求めることである。先きに述べたように次の四部門は行政面の性質を帯びるものである。

10. 行政部門

この計画を完備するために、我々はこの事業に政府公務員の給与を政府の一般行政プログラムを含んでいる。
規定する

11. 市町村交付税部門

12. 琉球開発金融公社の資金部門

13. 物品輸送部門（これは米国から寄附された厚生物資の輸送費である）

長期的向上を準備する時、一片の愚案又は精神的観念が少しも考慮されるものであるとは言えない。只我々が我々の考え方に制限を試み、偏屈な観念に拘束され、或いは特定の考

察によつて制限を行うためには、この種の性質である事業の振興に関連して余り多くの問題が含まれている。しかし一つはつきりとした考え方があるとするれば、それは1962年3月19日米大統領の声明中第四項にうたわれているように限定される範囲内における貴政府のために広い関心事を与えることである。即ち、昨年池田首相と大統領の間に検討された「琉球住民の福利安寧と経済発展の振興」である。各事業、その成長率、拡張の速度、又は資金支出の方法等を選択する一般的な方針には色々な数的要素を含んでいる。その考え方は次のようなものがある。

- a. 米国の講和条約の規定に基いて、琉球に施行する行政立法、及び司法面の實務に関する分野。
- b. 多角的経済や責任ある政府と琉球の生活水準の改善をもたらす基本的な米国政策。
- c. 自ら助くるものを助けると言う米大統領の基本的観念。
- d. 経験することにより米国の政界即ち米国会が好意的な動向を示すことを期待し得る分野。
- e. 医師や医学専門家のように琉球の一般社会からは供給し得ない技術的要求。
- f. 1962年度及びその以前に於て特定な事業や計画に日本政府が示した関心とその継続的運営維持の援助が求められる分野。
- g. 実施される時、漁船や運送船建造のようにほとんど日本にて行われ得る分野。
- h. 太平洋の南北につながる気象施設のように日本自体の利害関係に関連し或いは保護される分野。
- i. 昨秋琉球政府より提案され要望と計画の分野。

今後の調査団

皆さんは日本側の計画を基本的にかためるために今後も琉球に同じような一団を送つて色々な諮問や調査を行いたい御希望の申し出をしている。私は各団毎に出来るだけのことを成しとげるように努力するが、我々も皆さんも理解すべきことは度々の来島は只時間を費すものであるので、他の御提案をする前に先ず皆さんが帰京して各省と御話しの上に御検討されるように願う。

結 論

現在のところ米国政府がこの計画又如何なる計画に対してもどのような態度を示すかについては何とも言えない。或いは只単に一般的道しるべと目標になる手引きとして受け入れられるものになるかも知れない。或いは全体若しくは一部が認められるかも知れない。又一部分は米政府の主管省で認められ、他は認められないかも知れない。更に1、2年の間は認められ、他の年度には認められないのかも知れない。或いは又全部改正されて戻つて来るものかも知れない。いずれにしても我々が提案した分野を御検討された後に皆さんの御意見をお聞かせ願いたい。そして皆さんの調査の中で私ももつと研究の余地があると見なす面では御一緒に研究してゆきたいと思う。

尚、中には米国の保有する琉球の行政権内に於て外部からの取調べを適当と見なさない分野もあることをここで改めて申し上げることがお互のためだと思ふ。これは琉球に於ける米国の存在が継続するためのみ適用される指令により高等弁務官が管理する分野である。若し行政管理が有効に施行されるとすればそのような管理権は只一つでなければならぬ。その場合その管理をおびやかさずして他の方面から資金を求めめることは出来ない。これは現実的である。それ故にそのような分野に於て外部の権限より参加を求めるとは当を得ていないことになるのでその分野に対する諮問を考えることは適切ではないのである。計画は時間をかけてはじめて出来上

るもので我々の仕事がやがて実を結ぶことを希望してやまなものである。

新聞報道

私は現地報道陣と日本の新聞が私達の立場に関してあたかも完全な意見の食い違いがあるような印象を与えようとしている報告を受けているが、私はこの席をかりて日本政府のこの度の使命を全うするために私達と十分に協力された小平氏を初め、宇山氏、大竹氏並びに一行各位に万腔の敬意を表し感謝するものである。特に小平総務長官におかれては中には相当にデリケートな問題をも野球で言う誠に巧妙なボールさばきで解決されているのである。

完

日米両政府間の対琉球協議会に際する高等弁務官声明

1962年6月22日

小平総務長官、並びに御一同

先週の土曜日、私は米国5ヶ年計画の大まかな目標について説明したがそれをこゝで一応簡単に再吟味する。それは、

1. 経済伸長を毎年14%引上げること。
2. 琉球住民の個人所得を約2倍にする。
3. 社会福祉事業の設置、就中政府職員と教員の退職保険制及び健康保険制度を含む。
4. 融資々金を置き工業、農漁業の発達、その他の需要を充すこと。
5. 厚生施設の改善。
6. 教員や政府職員の給与改善。

過去一週間、皆さん一行は私のスタッフとこの計画の各事業について協議されている。協議中総務長官を初め御一行の方々から再三に亘つて米国5ヶ年計画についてより詳細な説明資料が求められている。この計画は私が説明したように只協議草案に過ぎないのである。皆さんは提案された各事業の選択についてもその見方或いは考え方について質問している。さらに種々な形によつてその基準を糾明し、又その経済指針の延長について意見を述べられた。

先ずこゝで皆さんの来島に対し我々が如何にして準備を進めて来たかについて説明する。私に明白なことは日本政府は先入観を持つて琉球に於ける調査或いは協議をする考えを持つていたことである。同時に我々の方も先入観を持つていたのでこの2組の先入観が多く点でかなり隔りがあつたことも明らかである。そして多くの電報が我々の間に交換され、立派な基本的規則や日程等が相互間に了承されて作成されたにもかかわらず、万事その通りにならなかつたのである。

即ちゴルフをする時、同じ打球棒、同じゴルフリンクが使用されても我々の試合の進行は必ずしも同じではないのである。協議方針について我々は色々な方法を考慮した。例えば無計画で開始することも出来たし米国の第一案又は琉球政府案のみか或いは両者の計画案を取り入れたものを提案し得たであろう。若し日本政府案が届いていたならばそれも利用し得たであろう。しかし我々は時間の問題もあつて皆さんの調査する諸点は我々が皆さんの目的のため重要と考慮するものにしほつたのである。そこで我々がお互いに考える重要性又は目的のためかなり相違があることは明白である。

我々がこれから入る方法を取つたのは勿論我々の計画や琉球政府案を恥じるとか又は数字的なものを持たないためではない。 寧ろ、数字的なものはむしろ多すぎると思われる位である。

けれどもこの際、一部分について特定の数字を提供することはその事業を明かにすると言うよりもむしろ複雑化するのみである。 実際、そのような数字は只有意義な目標を示すよりもむしろ希望の表現にしかならないのである。 現に我々が有する数字があるとすればそれは米国国会及び日本側の国会議員が自ら誇りとする伸縮自在な考え方及びその他多くの行政的処置如何に全く俟たなければならない。 しかし米国の計画が何を目当てにしているかと言う総合的な見解については皆さんが示された関心を納得させるために我々の計画に織り込まれている大要を2、3点説明して見たいと思う。

先ず第一に、我々の考え方の中で最も大切に思われている点は、琉球住民の福利安寧の向上である。 5ヶ年計画の中でもつと大きい支出を必要とするものは、雇用と社会福祉の部門である。 我々は退職年金制度、医療保険制度、災害に対する救済その他琉球住民全体のためになる方面に多量の支出を期待している。 次に我々は自立精神に富んだ住民を援助する事情に重点を置いたのである。 教育はこの目的を達成する上に重要な事業である。 そこで我々は1962年から1968年の間に於いて公立学校教育に投ずる予算を倍増する計画を作つたのである。 これは現年度支出を4倍も上廻ることになる職業教育と養成部門とは別に支出するものである。

今一つの考え方は世界市場に於て競存し得る製品を生産する強力かつ健全な経済を期待し得るために経済的成長の刺激を与えたことである。 そのためには農漁業の向上をもたらす事業を企て、食糧品を多量に輸入する必要を減少することである。 我々は通産部門を刺激する事業も立てている。 この目的を達成するためには資本の増加がもつとも重要である。

こゝで先日小平氏に申し上げたことについて再び申し上げたいと思う。それは米国が琉球の行政責任を保有する関係上、米国が5ヶ年振興計画の基本的責任を有することである。 米大統領はこの振興計画に日本側の協力と参加を歓迎している。 しかしこの基本的責任により我々はこの計画が今後の予測され得ない色々な出来事によつて色々改良され得ることをよく認識して我々の力で先ず計画を立ててゆかねばならない。

これは別に日本側の参加を軽視するわけではない。 只琉球振興計画を推進するに際し、現在は如何なる段階にあるかということの説明しているだけである。

現在、提案している計画は13の部門から成つており、その9つは次の通りである。 他の4つの部門は米国政府の独自の責任である行政部門に属する。

9つの部門は

1. 農業水産部門
2. 通産部門
3. 地方開発と移住部門
4. 国土開発と土木関係部門
5. 雇用と社会福祉部門
6. 教育部門
7. 企画統計部門
8. 職業教育と養成部門
9. 技術協力部門

次にこの9つの部門を簡単に説明する。

1. 農業水産部門

この事業は農漁業の向上をもたらすものである。 皆さんの参加を求める事業の外に、農業生産、漁業生産、或いは協同組合に対する指導援助に関連する他の事業がある。 我々の希望は最適な多角農業生産を推進し1エーカー1労働者が可耕地に於いて最少限の生産コストで最大限の収穫をあげることである。

2. 通産部門

この部門の目的は製造業を発達させ、琉球住民の生活水準を高め、自立経済をもたらすために貧弱な土地資源や限定された農業生産を補充することである。 この部門には次のような事業がある。 即ち、生産センター(このセンターの機能に対する米国の考えは多分日本のそれと著しく異つている)製造業と飲業に対する援助、電力施設の向上、観光事業の振興、自由貿易地域に対する補助及び大衆金庫補助である。

3. 地方開発と移住部門

この事業の第一の目的は人口過剰とそこから生じる経済的社会的問題を緩和することであり、これは移住地その他の地域開発の改善である。 土地境界線の調査は皆さんも参加を希望される分野かも知れないので御検討をお願いする。

4. 国土開発と土木関係部門

この部門の目的は自営林及び天然資源を開発し保護することである。 この計画は更に有益な土木事業も規定している。

尚日本の参加を要求するかも知れない事業の外に、土壌の保全、浚渫事業、水道施設、市町村土木事業、貧民街の改善と公共住宅及び政府庁舎の修復と建築事業がある。

5. 雇用と社会福祉部門

これは琉球住民の社会福祉と医療福祉に関連するもので、この中退職年金保険と医療保険と言う二つの新しい事業への日本の参加の可能性を吾々が示していることにお気付になるであろう。この外に労働福祉と雇用事業、失業保険、移民事業の援助、公共事業の援助、災害に対する援助、公衆衛生事業、警察と移住施設費及び公安事業費が規定されている。

6. 教育部門

我々がよく知つていようように良い教育がより大きい経済的応酬をもたらすものであることは自明の理である。我々は経済発展に助力すると同時に、増大しつつある職場労力に適当な教育を施すことによつて個人を援助するものである。皆さんに提案した各事業の外、我々は公立学校の建築、学校教育の設備、補充、琉球大学の拡張、学校保健、社会教育事業及びその他類似した教育事業を行う計画をもっている。

7. 企画統計部門

皆さんから度々現在用意されていない統計資料の提出を求められている。この事業の目的は企画の改良と統計の収集整備を行うことである。即ち米国は物価の検討、農業調査、国勢調査や住宅センサスを5ヶ年間で完了する考えである。統計と言へば、私の手元に高等弁務官府計画部によつて編輯された1962年5月の日付の最も新しい琉球要覧があるが皆さんの質疑の一部分はこれによつて明解されると思う。さらに皆さんは最近の琉球政府の年次報告も求められているが我々は琉球政府側と共にそれも検討してゆきたいと思う。大田行政主席と私は同意する数字的資料を決め、どの資料が正確であり、皆さんに有益であるか、又如何なる資料を皆さんに提供すればよいかを決める考えである。只今のところ大田氏も私もいつこの資料を提供し得るかはつきりと期日を決めることは出来ない。

8. 職業教育と養成部門

米国側の計画は米国における研修その他西部太平洋やアラバマ圏内地域以外の諸国に於いて研修する計画を含んでいる。私は日本に於ける研修計画に日本政府の参加を求める提案をしたい考えである。この総合的專業は成長しつつある経済界にもつとも必要とする技術者を養成する観点からも誠に重要なものである。

9. 技術援助部門

この部門は日本から一部の技術援助を求めると共に、琉球大学に対する技術援助、工業調査、米国から招へいされる医学専門技術顧問に対する技術援助を米国が計画している事業を含んでいる。その主眼点は求められるもつとも立派な資格をもつ専門家を琉球に招へいして農業、工業、医療事業及び教育等を如何にすれば改善向上をもたらすかと言う助言を求めることである。先きに述べたように次の四部門は行政面の性質を帯びるものである。

10. 行政部門

この計画を完備するために、我々はこの事業に政府公務員の給与を政府の一環行政プログラムを含んでいる。
規定する

11. 市町村交付税部門

12. 琉球開発金融公社の資金部門

13. 物品・輸送部門（これは米国から寄附された厚生物資の輸送費である）

長期的向上を準備する時、一片の思案又は精神的觀念が少しも考慮されるものであるとは言えない。只我々が我々の考え方に制限を試み、偏屈な觀念に拘束され、或いは特定な考

察によつて制限を行うためには、この種の性質である事業の振興に関連して余り多くの問題が含まれている。しかし一つはつきりとした考え方があるとすれば、それは1962年3月19日米大統領の声明中第四項にうたわれているように限定される範囲内における貴政府のために広い関心事を与えることである。即ち、昨年池田首相と大統領の間に検討された「琉球住民の福利安寧と経済発展の振興」である。各事業、その成長率、拡張の速度、又は資金支出の方法等を選択する一般的な方針には色々な数的要素を含んでいる。その考え方には次のようなものがある。

- a. 米国が講和条約の規定に基いて、琉球に施行する行政立法、及び司法面の責務に関する分野。
- b. 多角的経済や責任ある政府と琉球の生活水準の改善をもたらす基本的な米国政策。
- c. 自ら助くるものを助けるという米大統領の基本的観念。
- d. 経験することにより米国の政界即ち米国会が好意的な動向を示すことを期待し得る分野。
- e. 医師や医学専門家のように琉球の一般社会からは供給し得ない技術的要求。
- f. 1962年度及びその以前に於て特定な事業や計画に日本政府が示した関心とその継続的運営維持の援助が求められる分野。
- g. 実施される時、漁船や運送船建造のようにほとんど日本にて行われ得る分野。
- h. 太平洋の南北につながる気象施設のように日本自体の利害関係に関連し或いは保護される分野。
- i. 昨秋琉球政府より提案され要望と計画の分野。

今後の調査団

皆さんは日本側の計画を基本的にかためるために今後も琉球に同じような一団を送つて色々な諮問や調査を行いたい御希望の申し出をしている。私は各団毎に出来るだけのことを成しとげるように努力するが、我々も皆さんも理解すべきことは度々の来島は只時間を費すものである。他の御提案をする前に先ず皆さんが帰京して各省と御話しの上に御検討されるように願う。

結 論

現在のところ米政府がこの計画又如何なる計画に対してもどのような態度を示すかについては何とも言えない。或いは只単に一般的道しるべと目標になる手引きとして受け入れられるものになるかも知れない。或いは全体若しくは一部が認められるかも知れない。又一部分は米政府の主管省で認められ、他は認められないかも知れない。更に1、2年の間は認められ、他の年度には認められないのかも知れない。或いは又全部改正されて戻つて来るものかも知れない。いずれにしても我々が提案した分野を御検討された後に皆さんの御意見をお聞かせ願いたい。そして皆さんの調査の中で私ももつと研究の余地があると見なす面では御一緒に研究してゆきたいと思う。

尚、中には米国の保有する琉球の行政権内に於て外部からの取調べを適当と見なさない分野もあることをここで改めて申し上げることがお互のためだと思ふ。これは琉球に於ける米国の存在が継続するためのみ適用される指令により高等弁務官が管理する分野である。若し行政管理が有効に施行されるとすればそのような管理権は只一つでなければならぬ。その場合その管理をおびやかさずして他の方面から資金を求めることは出来ない。これは現実的である。それ故にそのような分野に於て外部の権限より参加を求めることは当を得ていないことになるのでその分野に対する諮問を考えることは適切ではないのである。計画は時間をかけてはじめて出来上

るもので我々の仕事がやがて実を結ぶことを希望してやまな
いものである。

新聞報道

私は現地報道陣と日本の新聞が私達の立場に関してあたかも完全な意見の食い違いがあるような印象を与えようとしている報告を受けているが、私はこの席をかりて日本政府のこの度の使命を全うするために私達と十分に協力された小平氏を初め、宇山氏、大竹氏並びに一行各位に万腔の敬意を表し感謝するものである。特に小平総務長官におかれては中には相当にデリケートな問題をも野球で言う誠に巧妙なボールさばきで解決されているのである。

完

HIGH COMMISSIONER'S STATEMENT AT THE MEETING
BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES AND THE GOVERNMENT OF JAPAN
HELD AT NAHA 22 JUNE 1962

Mr. Kodaira, Gentlemen:

Last Saturday I gave you some of the broad objectives of our five-year plan and I will digress here a moment to review what they are:

1. Provide for economic growth of about 14% per year.
2. Approximately double the per capita income of the Ryukyu Islands.
3. Provide for Social Welfare Programs, including retirement for government employees and teachers as well as a health insurance program.
4. Provide capital for loans to develop industry, agriculture, fishing and other needs.
5. Improve the health and welfare facilities.
6. Increase salaries for teachers and government employees.

During the past week members of your team have been discussing various projects in this plan with my staff. During these meetings, you and members of your team have, from time to time, requested more detailed information on the United States five-year plan. As I have explained this plan which exists now is only a working draft. You have asked for the philosophy and thinking behind the proposed selection of projects. You have asked in innumerable ways for the basis and criteria used, and you have talked about extensions of certain economic indicators.

Let us back up a bit and see how we decided to try to prepare for your arrival. It is obvious to me now that the Government of Japan had preconceived notions as to how it planned to conduct its survey and to hold consultations in the Ryukyus. Likewise we had preconceived notions, and it is obvious that our two sets were pretty far apart in many respects. Despite our many exchanges of telegrams, and the development of a fine set of mutually agreed ground rules and a schedule, things have just not worked out according to the book. We may use the same golf clubs, and play the same course, but our games still differ. We had a choice of various courses of action. We could have presented you with no plan. We could have given you the preliminary United States plan or the Government of the Ryukyu Islands plan or a combination of the two. If we had had a Japanese Government plan, we might even have made some use of that. But instead in the interests of time we decided to focus your attention on points we considered to be of the essence for your purposes. It is fairly obvious that our two conceptions of the essence or the purposes also differ. We took our course of action not because we are ashamed of our plan or of the Government of the Ryukyu Islands plan, or that we lacked figures. In fact we might say that we have too many figures.

But, to give you specific figures on some, if not most, of these programs at this time would be more confusing than enlightening. In real terms these figures would only be an expression of desires rather than even meaningful goals. Whatever we might have in the way of figures today will be completely dependent upon the built-in variables of our own Congress, as well as the members of your Diet and on innumerable other governmental actions. However,

to meet your expressed interest in an over-all view of what the U.S. plan envisages, I would like to provide you with some of the broader views which were incorporated in our planning.

First, uppermost in our thinking was the improvement of the welfare and well-being of the people of the Ryukyus. The operating program requiring the most money over the five-year period is in the field of Employment and Social Welfare. We anticipate heavy expenditures for retirement systems, medical insurance, medical facilities, disaster relief and other programs benefiting all of the people of the Ryukyus. Next we placed emphasis upon programs to help the people help themselves. Education is an important program to serve this purpose and we plan to double the amount of money going for public school education between 1962 and 1968. This is in addition to the Technical Education and the Training Program which will go up four-fold over current expenditures.

Another consideration was the stimulation of economic growth so that we can all look forward to a strong, healthy economy producing things which can compete in world markets. To do this we have developed programs to improve agriculture and fisheries, thereby reducing the requirement to import large quantities of food. We have in the plan programs to stimulate trade and industry. The provision of increased capital for this purpose is most important.

I would like to say again, as I said to Mr. Kodaira the other day, that since the United States bears the administrative responsibility for the Ryukyus, it bears the basic responsibility for development of a five-year plan.

While the President has extended a welcome to Japanese cooperation and participation in this undertaking, in light of our responsibility, we must proceed at this time to develop a plan in our own way in the full realization that our plan may well be modified by subsequent developments which we cannot yet foresee. This is not in any way intended to disparage Japanese participation. It is merely an attempt to explain where we are at this point in development of a plan for the Ryukyus.

The plan as presently drawn consists of 13 programs, 9 of which are shown on this chart. The other 4 programs are administrative matters which fall within the sole responsibility of the United States Government. (CHART)

As you can see these nine programs include:

- I. Agriculture and Fisheries
- II. Trade and Industry
- III. Area Development and Resettlement
- IV. Land Development and Public Works
- V. Employment and Social Welfare
- VI. Education
- VII. Planning and Statistics
- VIII. Technical Education and Training
- IX. Technical Cooperation

Let me discuss each of these 9 programs briefly:

I. Agriculture and Fisheries

This program provides for the improvement of agriculture and the fishing industry. Besides the projects in which we suggest you consider participating, we have other projects related to agricultural production, fisheries production, and guidance and assistance to cooperatives. We hope to achieve an

optimum diversification of agricultural production and maximum yield per acre and per worker for the arable land available, and achieve this at the lowest possible cost.

II. Trade and Industry

The objective of this program is to develop manufacturing industries to supplement the meager land resources and the limited agricultural potential for the purpose of achieving a self-supporting economy which will provide a higher level of living for the Ryukyuan people. Some of the projects provided for include: a productivity center (the United States concept of the functions of such a center in the Ryukyus probably differs markedly from such centers normal to Japan, our requirements are different); others are assistance to manufacturing and mining, promotion of trade, improvement of electric power facilities, promotion of tourism, support of the free trade zone, and support for The Peoples Finance Corporation.

III. Area Development and Resettlement

The primary purpose of this program is to alleviate the severe population pressure and the resulting economic and social problems. This particular program provides for the improvement of resettled areas, and other area development. The Land Boundary Surveys is an area for your consideration as one in which you might wish to be invited to participate.

IV. Land Development and Public Works

The objective here is to provide for self-sustained forests and to develop and conserve natural resources. In addition, this program provides for worthwhile public works projects. Beside the projects in which we have

indicated we may wish to invite your participation, there are projects for soil conservation, dredging operations, provision of water facilities, local government public works, slum clearance and public housing, repair and construction of government buildings.

V. Employment and Social Welfare

This program provides for the social and medical welfare of the Ryukyuan people. You will note that we show possible invitations for Government of Japan participation in two of the new projects in this program -- Retirement and Medical Insurance. In addition, this program includes a labor welfare and employment project, unemployment insurance, emigration assistance, public assistance, disaster relief, public health and sanitation activities, provision for police and immigration facilities and provision for public safety activities.

VI. Education

As we all know, really its a truism that good education opens doors to greater economic rewards. We aid economic development and at the same time help individuals by providing proper education for the growing work force. In addition to the projects already placed before these meetings, we have plans for public school construction, equipping of schools, expansion of the University of the Ryukyus, school health program, social education and similar activities.

VII. Planning and Statistics

Several times your group or team has requested statistics that were not readily available. The purpose of this program is to provide improved planning

and collection and processing of statistics. The United States plan will cover studies on prices, conduct an agricultural census and also complete a census of population and housing during the five-year period.

Speaking of statistics, here is the latest Fact Book dated May 1962, as prepared by the Comptroller of the Office of the High Commissioner. This will answer in part some of your questions. You also mentioned that you wanted to obtain an updating on the Government of the Ryukyus annual report which has some extension of the figures. We, or the Government of the Ryukyus, will go through that and see what we may be able to do. Mr. Ota and I will determine those figures which we can agree upon and which we believe will be accurate and of value to you and will provide them for your use. I do not believe Mr. Ota or I am prepared to set a firm date as to when this will be provided.

VIII. Technical Education and Training

The American plan covers training in the United States, and training in other countries both in the Western Pacific and perhaps in non-Asiatic areas. I am considering a proposal to invite Government of Japan participation in programs of training in Japan. This overall program will provide for the training of technicians so essential in a growing economy.

IX. Technical Cooperation

This program covers the United States planning for technical assistance to the University of the Ryukyus, industrial surveys, medical consultants from the United States, as well as certain technical assistance from Japan. The main objective here is to bring the best qualified specialists available to advise us on how to improve agriculture, industry, medical services and education.

As mentioned, the next four programs are administrative in nature.

They are:

X. Administration

In order that our plan be complete, we have included a general program for governmental administration which provides for salaries for government employees.

XI. Tax Distribution to Municipalities

XII. Funds for the Ryukyu Development Loan Corporation

XIII. Transportation of Commodities

(which is payment for transportation for donated welfare goods which are brought from the United States)

In preparing for the long term development, it cannot be said that any single thought or philosophy prevailed. There are actually too many factors involved in a program development of this nature for us to attempt to place a limitation on our own thinking, or to be bound by any narrow point of view or, even to be limited by a series of specific considerations. One very definite thought which prevailed however was to provide a broad field of interest for your government within the limitations imposed by the President in paragraph four of his announcement of 19 March 1962; namely, "to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands and their economic development", as discussed between Prime Minister Ikeda and the President last year.

The general approach in selecting projects, their rate of growth and rapidity of expansion and the method of funding involved a number of evaluative factors. Among these considerations were:

a. Areas which involve the responsibility of administration, legislation and judicial matters which are carried by the United States in the Ryukyus under the terms of the Treaty of Peace.

b. The basic United States objectives of providing a viable economy, a responsible government and an improvement in the standard of living for the Ryukyus.

c. The basic philosophy of the President of the United States of helping those who help themselves.

d. The areas where from experience we can expect a favorable U.S. political, that is Congressional, climate to exist.

e. The technical needs of these islands which cannot be supplied as yet from the Ryukyuan community such as doctors, medical specialists, etc.

f. The interest shown by the Government of Japan in funding certain projects and project areas in FY 63 and before, and which require continued support for operation and maintenance.

g. The areas, where projects when implemented, can most readily be done in Japan, such as fishing and transport vessel construction.

h. Those areas which appear to tie into and protect Japan's own interests such as weather facilities extending up and down the Pacific Island chain.

i. The Ryukyu Government's desires and plans advanced last fall.

Future Teams

You have spoken of your desire to have additional teams visit the Ryukyus to conduct consultations and investigations in order to form a basis for your own plans. I will make every effort to work things out on a team by team basis, but I think we both realize that such visits are time consuming for all

of us, and I know you will wish to consult with your various Ministries in Tokyo before making further proposals.

Conclusion

At this juncture we cannot say what acceptance will be given to this or any other plan we prepare by the United States Government. It may simply be accepted as a guide pointing out the general path and objectives. It may be accepted in whole, or in part. Parts of it may be accepted by some Departments of my Government and rejected by others. It may be accepted for one or two years and not for other years. It may even be returned for complete revision. In any event, we look forward to your comments after you have studied what we have offered, and we will be glad to facilitate your further studies in areas where we agree this should be done.

I think it is only fair to state here that there are some areas in which the United States exercise of administrative rights and control in the Ryukyus make it impossible for outside inquiries to be made or answered. These are areas in which the High Commissioner operates under directives which are solely applicable to the continuance of the United States presence in the Ryukyus. If effective administrative control is to be exercised then there can be only one authority exercising such control. Funds cannot stem from another source without vitiating such control. This is also a truism. For this reason it would be impossible to invite participation by an outside authority in such areas, and it is therefore not germane to these consultations to consider these particular areas. In time only one plan will emerge and I know that all of us look forward to the day when our work will be accomplished.

Press Coverage

While I have had some reports that news media, both here and Japan, are attempting to create the impression that a split exists between our relative positions, I should like to commend Mr. Kodaira, Mr. Uyama, Mr. Otake and each member of the team for their full cooperation during this consultative period. Mr. Kodaira in particular has, as is known in baseball, fielded some rather hot questions with very great skill.

HIGH COMMISSIONER'S STATEMENT AT THE MEETING

BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES AND THE GOVERNMENT OF JAPAN

HELD AT NAHA 22 JUNE 1962

Mr. Kodaira, Gentlemen:

Last Saturday I gave you some of the broad objectives of our five-year plan and I will digress here a moment to review what they are:

1. Provide for economic growth of about 14% per year.
2. Approximately double the per capita income of the Ryukyu Islands.
3. Provide for Social Welfare Programs, including retirement for government employees and teachers as well as a health insurance program.
4. Provide capital for loans to develop industry, agriculture, fishing and other needs.
5. Improve the health and welfare facilities.
6. Increase salaries for teachers and government employees.

During the past week members of your team have been discussing various projects in this plan with my staff. During these meetings, you and members of your team have, from time to time, requested more detailed information on the United States five-year plan. As I have explained this plan which exists now is only a working draft. You have asked for the philosophy and thinking behind the proposed selection of projects. You have asked in innumerable ways for the basis and criteria used, and you have talked about extensions of certain economic indicators.

Let us back up a bit and see how we decided to try to prepare for your arrival. It is obvious to me now that the Government of Japan had preconceived notions as to how it planned to conduct its survey and to hold consultations in the Ryukyus. Likewise we had preconceived notions, and it is obvious that our two sets were pretty far apart in many respects. Despite our many exchanges of telegrams, and the development of a fine set of mutually agreed ground rules and a schedule, things have just not worked out according to the book. We may use the same golf clubs, and play the same course, but our games still differ. We had a choice of various courses of action. We could have presented you with no plan. We could have given you the preliminary United States plan or the Government of the Ryukyu Islands plan or a combination of the two. If we had had a Japanese Government plan, we might even have made some use of that. But instead in the interests of time we decided to focus your attention on points we considered to be of the essence for your purposes. It is fairly obvious that our two conceptions of the essence or the purposes also differ. We took our course of action not because we are ashamed of our plan or of the Government of the Ryukyu Islands plan, or that we lacked figures. In fact we might say that we have too many figures.

But, to give you specific figures on some, if not most, of these programs at this time would be more confusing than enlightening. In real terms these figures would only be an expression of desires rather than even meaningful goals. Whatever we might have in the way of figures today will be completely dependent upon the built-in variables of our own Congress, as well as the members of your Diet and on innumerable other governmental actions. However,

to meet your expressed interest in an over-all view of what the U.S. plan envisages, I would like to provide you with some of the broader views which were incorporated in our planning.

First, uppermost in our thinking was the improvement of the welfare and well-being of the people of the Ryukyus. The operating program requiring the most money over the five-year period is in the field of Employment and Social Welfare. We anticipate heavy expenditures for retirement systems, medical insurance, medical facilities, disaster relief and other programs benefiting all of the people of the Ryukyus. Next we placed emphasis upon programs to help the people help themselves. Education is an important program to serve this purpose and we plan to double the amount of money going for public school education between 1962 and 1968. This is in addition to the Technical Education and the Training Program which will go up four-fold over current expenditures.

Another consideration was the stimulation of economic growth so that we can all look forward to a strong, healthy economy producing things which can compete in world markets. To do this we have developed programs to improve agriculture and fisheries, thereby reducing the requirement to import large quantities of food. We have in the plan programs to stimulate trade and industry. The provision of increased capital for this purpose is most important.

I would like to say again, as I said to Mr. Kodaira the other day, that since the United States bears the administrative responsibility for the Ryukyus, it bears the basic responsibility for development of a five-year plan.

While the President has extended a welcome to Japanese cooperation and participation in this undertaking, in light of our responsibility, we must proceed at this time to develop a plan in our own way in the full realization that our plan may well be modified by subsequent developments which we cannot yet foresee. This is not in any way intended to disparage Japanese participation. It is merely an attempt to explain where we are at this point in development of a plan for the Ryukyus.

The plan as presently drawn consists of 13 programs, 9 of which are shown on this chart. The other 4 programs are administrative matters which fall within the sole responsibility of the United States Government. (CHART)

As you can see these nine programs include:

- I. Agriculture and Fisheries
- II. Trade and Industry
- III. Area Development and Resettlement
- IV. Land Development and Public Works
- V. Employment and Social Welfare
- VI. Education
- VII. Planning and Statistics
- VIII. Technical Education and Training
- IX. Technical Cooperation

Let me discuss each of these 9 programs briefly:

I. Agriculture and Fisheries

This program provides for the improvement of agriculture and the fishing industry. Besides the projects in which we suggest you consider participating, we have other projects related to agricultural production, fisheries production, and guidance and assistance to cooperatives. We hope to achieve an

optimum diversification of agricultural production and maximum yield per acre and per worker for the arable land available, and achieve this at the lowest possible cost.

II. Trade and Industry

The objective of this program is to develop manufacturing industries to supplement the meager land resources and the limited agricultural potential for the purpose of achieving a self-supporting economy which will provide a higher level of living for the Ryukyuan people. Some of the projects provided for include: a productivity center (the United States concept of the functions of such a center in the Ryukyus probably differs markedly from such centers normal to Japan, our requirements are different); others are assistance to manufacturing and mining, promotion of trade, improvement of electric power facilities, promotion of tourism, support of the free trade zone, and support for The Peoples Finance Corporation.

III. Area Development and Resettlement

The primary purpose of this program is to alleviate the severe population pressure and the resulting economic and social problems. This particular program provides for the improvement of resettled areas, and other area development. The Land Boundary Surveys is an area for your consideration as one in which you might wish to be invited to participate.

IV. Land Development and Public Works

The objective here is to provide for self-sustained forests and to develop and conserve natural resources. In addition, this program provides for worthwhile public works projects. Beside the projects in which we have

indicated we may wish to invite your participation, there are projects for soil conservation, dredging operations, provision of water facilities, local government public works, slum clearance and public housing, repair and construction of government buildings.

V. Employment and Social Welfare

This program provides for the social and medical welfare of the Ryukyuan people. You will note that we show possible invitations for Government of Japan participation in two of the new projects in this program --Retirement and Medical Insurance. In addition, this program includes a labor welfare and employment project, unemployment insurance, emigration assistance, public assistance, disaster relief, public health and sanitation activities, provision for police and immigration facilities and provision for public safety activities.

VI. Education

As we all know, really its a truism that good education opens doors to greater economic rewards. We aid economic development and at the same time help individuals by providing proper education for the growing work force. In addition to the projects already placed before these meetings, we have plans for public school construction, equipping of schools, expansion of the University of the Ryukyus, school health program, social education and similar activities.

VII. Planning and Statistics

Several times your group or team has requested statistics that were not readily available. The purpose of this program is to provide improved planning

and collection and processing of statistics. The United States plan will cover studies on prices, conduct an agricultural census and also complete a census of population and housing during the five-year period.

Speaking of statistics, here is the latest Fact Book dated May 1962, as prepared by the Comptroller of the Office of the High Commissioner. This will answer in part some of your questions. You also mentioned that you wanted to obtain an updating on the Government of the Ryukyus annual report which has some extension of the figures. We, or the Government of the Ryukyus, will go through that and see what we may be able to do. Mr. Ota and I will determine those figures which we can agree upon and which we believe will be accurate and of value to you and will provide them for your use. I do not believe Mr. Ota or I am prepared to set a firm date as to when this will be provided.

VIII. Technical Education and Training

The American plan covers training in the United States, and training in other countries both in the Western Pacific and perhaps in non-Asiatic areas. I am considering a proposal to invite Government of Japan participation in programs of training in Japan. This overall program will provide for the training of technicians so essential in a growing economy.

IX. Technical Cooperation

This program covers the United States planning for technical assistance to the University of the Ryukyus, industrial surveys, medical consultants from the United States, as well as certain technical assistance from Japan. The main objective here is to bring the best qualified specialists available to advise us on how to improve agriculture, industry, medical services and education.

As mentioned, the next four programs are administrative in nature.

They are:

X. Administration

In order that our plan be complete, we have included a general program for governmental administration which provides for salaries for government employees.

XI. Tax Distribution to Municipalities

XII. Funds for the Ryukyu Development Loan Corporation

XIII. Transportation of Commodities

(which is payment for transportation for donated welfare goods which are brought from the United States)

In preparing for the long term development, it cannot be said that any single thought or philosophy prevailed. There are actually too many factors involved in a program development of this nature for us to attempt to place a limitation on our own thinking, or to be bound by any narrow point of view or, even to be limited by a series of specific considerations. One very definite thought which prevailed however was to provide a broad field of interest for your government within the limitations imposed by the President in paragraph four of his announcement of 19 March 1962; namely, "to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands and their economic development", as discussed between Prime Minister Ikeda and the President last year.

The general approach in selecting projects, their rate of growth and rapidity of expansion and the method of funding involved a number of evaluative factors. Among these considerations were:

a. Areas which involve the responsibility of administration, legislation and judicial matters which are carried by the United States in the Ryukyus under the terms of the Treaty of Peace.

b. The basic United States objectives of providing a viable economy, a responsible government and an improvement in the standard of living for the Ryukyus.

c. The basic philosophy of the President of the United States of helping those who help themselves.

d. The areas where from experience we can expect a favorable U.S. political, that is Congressional, climate to exist.

e. The technical needs of these islands which cannot be supplied as yet from the Ryukyuan community such as doctors, medical specialists, etc.

f. The interest shown by the Government of Japan in funding certain projects and project areas in FY '63 and before, and which require continued support for operation and maintenance.

g. The areas, where projects when implemented, can most readily be done in Japan, such as fishing and transport vessel construction.

h. Those areas which appear to tie into and protect Japan's own interests such as weather facilities extending up and down the Pacific Island chain.

i. The Ryukyu Government's desires and plans advanced last fall.

Future Teams

You have spoken of your desire to have additional teams visit the Ryukyus to conduct consultations and investigations in order to form a basis for your own plans. I will make every effort to work things out on a team by team basis, but I think we both realize that such visits are time consuming for all

of us, and I know you will wish to consult with your various Ministries in Tokyo before making further proposals.

Conclusion

At this juncture we cannot say what acceptance will be given to this or any other plan we prepare by the United States Government. It may simply be accepted as a guide pointing out the general path and objectives. It may be accepted in whole, or in part. Parts of it may be accepted by some Departments of my Government and rejected by others. It may be accepted for one or two years and not for other years. It may even be returned for complete revision. In any event, we look forward to your comments after you have studied what we have offered, and we will be glad to facilitate your further studies in areas where we agree this should be done.

I think it is only fair to state here that there are some areas in which the United States exercise of administrative rights and control in the Ryukyus make it impossible for outside inquiries to be made or answered. These are areas in which the High Commissioner operates under directives which are solely applicable to the continuance of the United States presence in the Ryukyus. If effective administrative control is to be exercised then there can be only one authority exercising such control. Funds cannot stem from another source without vitiating such control. This is also a truism. For this reason it would be impossible to invite participation by an outside authority in such areas, and it is therefore not germane to these consultations to consider these particular areas. In time only one plan will emerge and I know that all of us look forward to the day when our work will be accomplished.

Press Coverage

While I have had some reports that news media, both here and Japan, are attempting to create the impression that a split exists between our relative positions, I should like to commend Mr. Kodaira, Mr. Uyama, Mr. Otake and each member of the team for their full cooperation during this consultative period. Mr. Kodaira in particular has, as is known in baseball, fielded some rather hot questions with very great skill.



A'3.0.0.7-

那第643号

昭和37年6月28日

総理府特別地域連絡局長 殿

[Handwritten signature]

那覇日本政府南方連絡事務所長

第1次調査団関係資料の送付について

6月23日付往信那第630号に関し、6月22日の第2回
全体会議における高等弁務官のステートメント(英和文各17
部)別添送付する。

本信写送付先 外務省アジア局長(資料英和文各2部添付)

総
理
府

M'

昭和37.8.6日

アメリカ局長

アジア局長

北東アジア課

[Handwritten signature]

宇山審議官

総務参事官

安全保障課長

北東アジア課長

西村英二氏を沖縄訪問の件

西村氏は明7日立川若の米軍用機で

又6月3日の予定に沖縄へ赴く由。

同氏の機中はキャウエイ中尉の指揮

によるもの。在日米軍司令部も同行す

と報じある。



アジア局長
 ト部参事官
 総務参事官
 北東アジア課

那第952号

昭和37年9月20日

総理府特別地域連絡局長 殿

那羅日本政府南方連絡事務所長

在日米国大使館沖繩調査団と琉球政府首脳
 との会談について (報告)

来島中の米大使館調査団員一行は19日午前琉政側首脳部
 と会談を行い、政治・経済等諸情勢及び民政5ヶ年計画を中
 心とする財政援助についての要望を聴取した模様であるが、
 当方にて琉政首脳部から聴取した同会談の要旨は下記のと
 おりであるので、何等かの御参考までに報告する。

なお、同会談の途中に米国下院歳出委員会による63年度
 沖縄援助額削減の報が入り、双方共に微妙な気持ちになつたよ
 しである。

記

総
理
府

会談は、米側調査団員全員及びマーキューン民政官、ワー
 ナー公使並びに通訳官と琉政側主席、副主席、関係局長、計
 画局長、久手堅両参事官出席のもとに9時から12時まで
 USOAR会議室にて行われた。

1 主席説明及び要望の要旨

党
 (イ) 現在の政治情勢及び各政党派の性格、主義主張並びに
 その政策によれた後

(ロ) 来る立法院選挙において自由民主党が勝利を収め得な
 い場合の影響には大きなものがあり日・米の友好関係に
 も響いてくるものと危惧している。自民党が絶対多数を
 占めることは琉・日・米三者にとって必要であることを
 強調した。

(ハ) 各政党間の主張並びに政策における主要な争点は沖縄
 に対するケネディ新政策に関する見方、評価の相違にあ
 るが、この米新政策に対して①自民党が全面的にこれを
 歓迎し諸情勢からして新政策の展開なくしては沖縄住民
 の福祉の向上は望めない、との考え方に対して、②野党
 各派は表面は兎も角として米国の沖縄に於ける基地保有に
 反対であり、即時復帰を主張し、新政策は現状を固定化

取扱注意

お

するものとしてこれを否定する立場に立っている。

- (二) 特に新政策の中に二つの大きな問題があるが、一つは援助増額による住民福祉の向上に対する期待であり。他の一つは自治権の拡大という民族の本能的自治意識の充足という問題である。

従つて、施政権を行使する米国としてはブライス法を改正し、援助増額を期待通り実現して欲しいこと、更に自治権の拡大については新政策にうたわれたものを具体的に示し、もつて、新政策を誠実に履行する意図を明らかにすべきである。

自治権の拡大についてはケイセン調査団にも要望してあるが、該要望書を用意してあるので御検討願いたい。

これに対し、グッドイヤー参事官は
"非常に参考になつた。多くの点で主席の意見に同感である。" 旨を表明した。

2 副主席説明及び要望の要旨

先ず

- (イ) 琉政策定の民計5ヶ年計画の概略を説明するとともに
(ロ) 特に財政規模では、日本本土の類似県と比較して半分

にしか満たない現況である。ために、社会保障制度にはみるべきものなく、産業基本施設等あらゆる面に於て、本土の水準にはるかに遅れをどつており、倍加の必要があるが、自己財源による場合の不足額は年々3千数百万ドルであり、これが不足額を日・米の援助に期待するものである。

- (ウ) 琉政としても租税負担率を12%から16%程度まで引上げて行く方針であり、総体的減税は行わず自己財源の確保及び増加に努力して行く方針である。

(注：この間"国家的経費"とは何か等について質疑応答あり。)

- (ニ) 続いてUSOAR策定の5ヶ年計画との関連について経済成長率、計画最終年次の国民所得、目標額等についてかなり一致している面があるが、カバーする範囲の違いからたとえば市町村財政補助等の面で相違が生じている。

金額的にもかなりの差異があるが、援助を受ける側と、行う側との立場の差によるものと考える。経済成長率の14%について、本土政府筋では高すぎて困難ではない

かとの印象を抱いている様であるが、過去数年の実績からみて努力すれば可能であると考えている。

(b) 又琉政としては日本政府に対して45項目以外にも可能ならば、援助方を要望したいものがあり、(日本政府の考え方如何によつては)45項目に限定する必要はないと考える。例えば青年の家等は従来より青年団体等の要望し続けて来たものであり、追加してもらいたい項目の一つである。

3 質疑応答

主なものとして

質問 外資導入、特に日本からの導入についてどう考えるか。

答 大いに歓迎する。但し、商企業面とか砂糖・パイン等相当の実績を積んでいるものの追加については積極的に考えていない。又競合する産業については問題があると考えている。

質問 それはおかしいではないか。現にセメント及びビールはヨーロッパから資本を導入しているではないか、日本から資本を導入しても不都合はないと思われるが。

答 (それは心外であるとして)。琉政及び業界として反対はしてない、むしろ希望している。実情は民政府の拒否によるものである。

質問 民計5ヶ年計画について

第2次産業の振興は経済発展を図る上から不可欠のものであるが、その具体策は

答 ^は基存産業、特に砂糖・パインの振興を図る他政府としては産業基本設備の整備強化を図ることによつて第2次産業の助長を促す方針である。

質問 第3次産業については軍雇用労働者賃金の収入は期待できないと思うが

答 第3次産業にも軍労働だけでなく、金融業、観光等のサービス業も含まれており、これらの伸びに期待できるのであつて、軍雇用からの収入については過去の実績どおりを見積つている

要望 57年度日本政府の援助に関する覚書に関連して、一部項目について、①予算の繰り越し、②概算払い、③事業内容の変更等を認めてもらうよう努力して欲しい。

答 その点目下日本政^府と協議中であるが、要望に添えると思う。以上

総
理
府



アジア局長
参事官
総務参事官
北東アジア課長

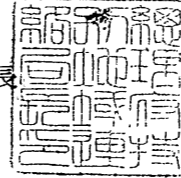
A'3.0.0.7-1

総特連第1.262号

昭和37年10月12日

外務省アジア局長 殿

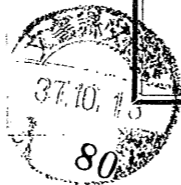
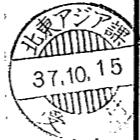
総理府特別地域連絡局長



在日米国大使館沖縄調査団と琉球政府

首脳との会談について(報告)

標記の件について、那覇日本政府南方連絡事務所長から
別添のとおり報告がありましたので御参考までにお知らせ
します。



記帳

総理府

回覧番号

北 3050